

平成 22 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(6 月 16 日)
(第 16 号)

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第16号

○平成22年6月16日（水曜日）

議事日程（第16号）

平成22年6月16日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第86号、議案第91号、議案第92号及び議案第99号
〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第86号、議案第91号、議案第92号及び議案第99号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	49名		
1	番	長田	隆尚
2	番	津村	衛
3	番	森野	真治
4	番	水谷	正美
5	番	杉本	熊野
6	番	村林	聡
7	番	小林	正人
8	番	奥野	英介

9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三千	宣
14	番	笹	井	健	司
15	番	中	村		勝
16	番	稲	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	舘		直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇喜	雄
34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝

37	番	森 本	繁 史
38	番	吉 川	実
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	西 塚	宗 郎
44	番	萩 野	虔 一
45	番	永 田	正 巳
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	萩 原	量 吉
50	番	藤 田	正 美
(51)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森	秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖	秀 宣
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	永 田	慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田	昌 司
書 記 (議事課主幹)	山 本	秀 典
書 記 (議事課主査)	平 井	靖 士

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂	昭 彦
-----	-----	-----

副 知 事
副 知 事
政 策 部 長
総 務 部 長
防災危機管理部長
生活・文化部長
健康福祉部長
環境森林部長
農水商工部長
県土整備部長
政 策 部 理 事
政策部東紀州対策局長
政 策 部 理 事
健康福祉部理事
健康福祉部こども局長
環境森林部理事
農水商工部理事
農水商工部観光局長
県土整備部理事
企 業 庁 長
病院事業庁長
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長
教 育 長

公安委員会委員長
警 察 本 部 長

安 田 敏 春
江 畑 賢 治
小 林 清 人
植 田 隆
東 地 隆 司
山 口 和 夫
真 伏 秀 樹
辰 己 清 和
渡 邊 信一郎
北 川 貴 志
梶 田 郁 郎
小 林 潔
藤 本 和 弘
浜 中 洋 行
太 田 栄 子
岡 本 道 和
林 敏 一
長 野 守
廣 田 実
高 杉 晴 文
南 清
山 本 浩 和

牛 場 まり子
向 井 正 治

水 谷 令 子
河 合 潔

代表監査委員
監査委員事務局長

植田 十志夫
長谷川 智雄

人事委員会委員
人事委員会事務局長

岡 喜理夫
堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員

瀧 本 隆 子

労働委員会事務局長

小 西 正 史

午前10時0分開議

開 議

○議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書が所管の常任委員長から提出されました。

以上で報告を終わります。

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
99	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年6月14日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

教育警察常任委員長 杉本 熊野

政策総務常任委員会審査報告書

議案番号	件名
9 1	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
9 2	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年6月14日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

政策総務常任委員長 水谷 正美

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
8 6	平成22年度三重県一般会計補正予算（第1号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年6月14日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 西塚 宗郎

質

問

○議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。33番 野田勇喜雄議員。

[33番 野田勇喜雄議員登壇・拍手]

○33番（野田勇喜雄） おはようございます。自民みらいの尾鷲市・北牟婁郡選出の野田勇喜雄です。先日は日本が沸いて沸いて、渋谷に至りますとパトカーまで出動したというような騒ぎの日で、ワールドカップがまさかと思ったら日本が勝ってしまった。ついつい僕も原稿をつくりながら見てしまっただけで、なかなか原稿がつかれなかったというのがありますけれども、そうした中で、今日、四つの質問を通告させていただいております。そうした中で質問に入らせていただきます。

まず、高校教育の取組について質問しますが、その中で、公立高校の教育指導のあり方において、なぜか最近、違和感を持ってきているところがございます。卒業式等で校歌は大きな声で歌うのに、国歌斉唱になると歌わない生徒が多くなったなど、このように感じているところがございます。3月の定例議会の一般質問におきまして、同様の趣旨の質問に教育長は答えておりますが、県教育委員会として公立高校の実態をどのように把握し、教育的な見地から、各学校と連携しどのように生徒に対して指導を行うことを期待しているのか。この辺につきまして改めてお尋ねいたします。

さらに、昨年から、共産党議員団の提案もあり、議会と行政委員会との交流を図るために、議長の発案で意見交換を行う会合を始めたところがございます。まず最初は、選挙管理委員会との会合でした。そのときの話題が、若者の選挙離れ、政治に対する無関心をとめるのにどのような対策があるだろうかなど議論したところがございます。その中で、高校教育での取組について、教育者の経歴の委員も多かったので活発な意見交換をしましたが、明快な解決策はありませんでした。しかし、私は、高校教育での指導について取り組む必要性を思ったところです。18歳での投票権の拡大が実施されれば、ますます若年者の投票離れのポイントが大きくなると予測できるからです。

大いに高校教育の中で若者の選挙離れ、政治に対する無関心をとめるか、検討すべきだと思います。公開授業などを検討し、大いに政治について議論させ、政治が国を強くも弱くもさせるということを早く理解させることが大切だと思っているからです。

このように、若年者の政治離れ対策について高校教育で検討することも大切であるという観点から、県教育委員会としての意向を教育長並びに教育委員長にもお尋ねします。

まず、第1回目の質問は終わります。

〔牛場まり子教育委員会委員長登壇〕

○教育委員会委員長（牛場まり子） 若者の選挙離れや政治の無関心に対してですが、選挙の際、20代の若者の投票率は、他の年代に比較して最も低い状況にあります。私が訪問した学校において、教員の方からは、生徒会活動が低調な傾向にあると伺いました。また、進学のことでは頭がいっぱいの子どもがいるかと思えば、部活動を非常に楽しんでいる子どもも見受けられました。しかし、多くの子どもは、身の回りのことに比べて政治や社会への興味、関心が少ないと感じたところです。

私は、このような現状について憂慮すべきものだと思っています。子どもたちには、まずは身近な校内の生徒会活動にもっと参加をし、さらには、地域や社会のことに目を向けることができるようになってほしいと思っています。そして、子どもたちが身近な校内での活動に主体的に参加することを通じて、社会のことをもっと学ぶことにより、将来、自立し、自らの考えで行動できる人間に成長することを願っています。

以上でございます。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 野田議員の高校教育の中での取組について御答弁申し上げます。

国際化が進展する今日の社会におきましては、子どもたちが我が国の文化とか伝統を尊重しまして、国際社会において尊敬され信頼される日本人とし

で成長していくことが必要だと思っております。そのためには、国歌に対して正しい認識を持ち、それらを尊重する態度を育てることが何より大切と考えております。

学習指導要領の中でも、入学式や卒業式においては、その意義を踏まえ、国歌を斉唱するよう指導することとされております。しかしながら、幾つかの高等学校においては、国歌に限らず、自校の校歌を斉唱する際などにも生徒の声が小さいとの指摘もございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、生徒たちに入学式や卒業式の意義を正しく理解させるとともに、学習指導要領に基づきまして、国歌の指導が適切に行われるよう努めてまいりたいと考えております。

もう一つございます。選挙についてでございますが、これからの将来を担う若い人たちが、選挙や政治に関心を持つことは大切なことだと考えております。高等学校の学習指導要領では、教科「公民」で、民主的、平和的な国家社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養うことを目標として教育が行われております。

具体的な学習の場では、例えば、高校3年生で、模擬選挙を実施して、選挙や政治に対する意識を高める取組を行っている学校もございます。模擬選挙を経験した生徒のアンケートからは、自分たちの1票が国政にかかわるということを実感できたとか、ふだんから政治を知っておかないと人を選ぶ根拠が見つからないといった感想が寄せられたと聞いております。また、小・中学校におきましても、子ども議会を開催しまして、市議会や行政の仕組みを学びまして、自分たちが暮らす地域や将来のまちづくり等につきまして、身近な問題から考えることができるよう取り組んでいる例がございます。

教育委員会といたしましては、将来、子どもたちが主体的に社会に参画していく力をはぐくみ、選挙や政治に対する理解を深めることができるよう努めてまいります。

以上でございます。

[33番 野田勇喜雄議員登壇]

○33番（野田勇喜雄） 御答弁ありがとうございます。

ほぼ私自身と、思っていた方向、同じような認識をしていただいているんだなというふうに思いました。ただ、その手法をどうするかということが今後の課題だなというふうに思いますので、十分、その点について御検討いただきたい。また、先ほど、教育長の模擬選挙の中で、そうした政治の重さ、また尊さというものをしっかりと自覚したという高校生のコメント、これは深く感動しましたので、そういったところでしっかりと御指導いただけたらなというふうに思います。

あと、話は少し変わりますがけれども、例えばの話で、地元の高校へ行きたいなというときに、なかなか今の少子化が進んで、生徒がいなくなったので定員割れという状況の中で、地元の学校へ行きたいといっても不合格にされたというようなことが話としてちらほら聞くんですけども、その点について、教育委員会としてどのような考え方。個性を大切にするという教育基本方針があるにもかかわらず、そうした指導をしにくい生徒がいたら、もしくは、点数の悪い子がいたら不合格にさせるというような、こういう考え方というのは僕はいかがなものかなというふうに思っております。

そして、例えば、尾鷲のような状態のときには、工業がなくなる。長島高校がなくなってしまった。尾鷲高校唯一になったんですね。そういうふうな状況の中で、もしそういうことがあるとなると非常に保護者の不満というのになってくる。また、高校に行きたいのに行けなかったといたら、また別な学校を選択せざるを得ん。そうすると、市外、もしくは県外へ行かざるを得んとなると、学費だけではなくて生活費というのも負担になってくる。こういうことを考えると、しっかり地元の学校でそうしたことがないように対策していく。また、そうした状況があるなら、しっかりと教育委員会として強力な指導教師を派遣するとか、いろんなやり方があると思うんですね。そうしたことをやってほしいなど、そういう学校がないようにしてほしいなど、こういうふうに思いますので、その点のところをしっかりと対応していただきたいと思います。

それと、地元の学校があるにもかかわらず、県外の高校を選んでしまう、こういうふうなこともままあるわけなんですけれども、尾鷲高校もなかなか地元から来なくて定員割れというのがあるんですけれども、そういうことで。ですから、そういったこともあわせて十分そうした県内の学校のできるだけ地元に行かせるような、また、地元の学校をもっと魅力ある学校にさせるような、そういう考え方の中で高校教育というのを進めていただきたいと思いますけれども、その点についてコメントがありましたらよろしく申し上げます。

○教育長（向井正治） 本県におきましては、それぞれの高等学校で、学びたい学校、行きたい学校、これにつきまして、様々な子どもたちが幅広いニーズがあると。そういった中で、そういう子どもたちに選ばれるような魅力ある学校というのをつくっていく必要があると思っております。そういうことによりまして、地元への定着とか、そういうものも図られていくというふうに考えております。

それぞれの高等学校におきましては、地域の生徒の多様な学習ニーズや進路希望にこたえるように、いろいろなコースとか、様々な課程を設けております。そういった中で地域で活躍できるような人材育成を図っていくことが何より重要と考えております。

議員お住いの尾鷲高校でございます。普通科やプログレッシブコース、情報ビジネス科、システム工学科などを設置いたしまして、生徒の多様なニーズに対応した教育を実施しているところでございます。

今後は、これらの学科を一層充実させるとともに、定時制も含めまして学校全体として魅力化をさらにアップさせるということが必要であると考えております。

以上でございます。

〔33番 野田勇喜雄議員登壇〕

○33番（野田勇喜雄） しっかりとその辺のところを連携しながらやっていただきたいと思えます。まず、地元の学校へ行きたい子をしっかりと受け入れ

られるような取組を、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

「美し国おこし・三重」の取組について質問いたします。

先般、「美し国おこし・三重」の活用として、地域NPOとの意見交換、いわゆる座談会の中間報告に参加し、現状の一端を見せてもらったところです。まだまだ2014年の集大成まで、序盤ですからはっきりした意見を言うつもりはございません。しかし、同僚議員からも、また、特に北勢のほうの県民からも、見えてこないなとか、盛り上がりには欠けるななど、評価がいまいち低いように思ひます。私としましては、逆に、期待するところの多い施策、事業であると考えておりますので、ぜひ期待を裏切らないようにお願ひしたいと思っております。

それでは、知事は、文化力を具体化する取組を進めていくと述べております。私は、2年前にも知事に文化力について質問をしています。しかし、まだ具体的な取組が見えてこないように思ひます。具体的な取組を「美し国おこし・三重」で対応するつもりかもしれませんが、今のままでは不十分だと指摘いたします。私の提案はパーフェクトだというつもりはありません。よりベターなもの、代替的なものと考えていただきたいと思ひます。

文化とは何か。文化力とは何か。非常に悩ましい言葉です。文化には、生活・習慣文化、教育文化、食べ物の食文化、遺跡や建造物など施設文化など、いろいろあります。それぞれが文化資源であります。

東紀州の文化資源として、紀伊山地の霊場と参詣道である熊野古道があります。また、それに関連する施設があります。そこには歴史があり、物語があります。また、1993年に、兄貴分とも言えますユネスコ世界遺産に登録されたサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路を人々に連想させ、世界的な歴史につながります。私は、三重県の文化は貴重な歴史があり、物語があると思っております。物語が重なって文化の重みが増し、そこに人々が共感するものと考えております。

ここで私の地元の話に移ります。

東紀州地域では、熊野古道等の保全と利活用の要望をたくさん受けますが、今は特にハードの対応がほとんどできていない状況です。過去においては、環境森林事業や遊歩道整備事業などハード整備が進められ、語り部を代表とする地域活動づくりなどが強化され、活動グループが活発になって、今では、ソフト事業が先行しております。コア等の保全と新しいハード事業など、ハード整備が進まなくなっております。また、資源に関して国立公園がありますが、2種、3種の国立公園の整備は国が維持管理することになっているにもかかわらず、何もしてくれないに等しい状態で、資源の利活用に支障があります。

そこで、熊野古道のコア等の管理保全について、県の考えについてまずお尋ねいたします。しかし、現状では、期待している答えがないと思えますので、観光資源管理の一元化を提案いたします。

そこで、「美し国おこし・三重」の質問に戻ります。

「美し国おこし・三重」の事業はなぜ盛り上がらないのか。その理由の要因は明らかです。情報発信の受け側に共感させるものがないからです。すなわち、「美し国おこし・三重」の事業には、おおよそ歴史と物語が見当たらないからです。古道関係では、先ほど言いましたように、もともと歴史・文化があり、多数のNPOなどグループ団体が活動し、今でも情報発信が可能だし、地域おこしが一部成立していると言えます。しかし、発信を受ける側に立って考えると、その内容に共感し、行ってみたい、体験してみたいという思いがわいてこないで発信効果が薄いものになると思っております。

このように、文化資源を守るためには物語が必要です。物語の中に情報を受けた人が仮想体験をすると、共感できるはずなんです。例えば、今、坂本龍馬のドラマが放映されております。坂本龍馬というだけで、そこに歴史があり、その物語を知っているからこそ共感することができるんです。ちなみに、三重の観光ガイドを見て、三重県の由来を知らない人ばかりだから、日本武尊から三重の名の由来があるにもかかわらず、この歴史文化から物語に広がらない。

(パネルを示す) 今、三重の観光ガイドの中の1ページであります「きてみて北勢モデルコース」、これが記載されております。この中に、いろんなところに行くことはできるけれども、大事な三重の名前の由来がかけらも見えてこない。確かに日本武尊は仮想の人かもしれない。しかし、いろんな仮想の人を集めた人だと、実在だというふうな仮説もあります。日本武尊は鈴鹿のふもとで足が三重八重に折れ、白鳥になって故郷に旅立った。これは古事記の逸話ではございますが、それにまつわる物語を守ってくれているグループをつくってほしいのじゃないですか。平安時代末期に花山上皇が古道めぐりを始め、その後公家の巡礼が広がり、江戸時代には庶民がお伊勢もうででにぎわい、伊勢に7たび、熊野に3たび、こういう物語さえ書き込まれております。

三重県は貴重な歴史文化のある県です。歴史ロマンがあり、物語があることから人は共感するのです。そうしたことをトータル的に管理運営する窓口が必要なのではないでしょうか。「美し国おこし・三重」のステップ4にありますように、活動のプロセス、成果をイベントとして発信する、このようになっていますが、それだけでは不十分です。北勢の歴史街道、伊賀の忍者、伊勢もうで、熊野もうで、斎宮などいろいろと三重の歴史文化はありますが、これを一元的に保全管理し、情報発信する起爆剤としても加味し、集大成するように見直すことを提案させていただきます。

そうなることにより、私の地元の熊野古道の利活用の拡大につながると、このように思っているからでございます。高速道路の開通にあわせて対応している事業ですから、よろしく願いいたします。

以上の観点について御答弁願います。

[野呂昭彦知事登壇]

○知事(野呂昭彦) まず最初、文化力のお話がありました。どうも県のほうで言うておる文化力という理解と少しずれてしまっているんじゃないかなと、こう思いますね。まず、文化という言葉、これは野田さんも幾つもお使いになりましたけれども、いろんな意味合いがございます。文化財というよ

うな、そういう歴史・文化といったようなときにイメージする文化と、それから、三重県では、私はいつも説明のとき申し上げていますが、文化力を使う文化というのは、もっと広い意味の、ウェイ・オブ・ライフということもよく申し上げますが、人の生き方とか、あるいは生きざま、そういったものが広い意味で使われる文化ということです。

その文化というのは多様な力を持っておるところでありまして、例えば人の生き方ということで行くならば、すばらしい生き方をしておる人がおると、必ず周りの方にもいい影響を与えていきます。それから、そういう人たちが集まって暮らしている地域というもの、それを見たときに、すばらしい生き方を地域としてみんなが目を輝かせてやっている、そういう地域というのは、住んでおる人たちだけではなくて、周りから見たときにも人を魅了するような、そういう力を持っておるわけでありまして。私は、それを人間力、そして地域力というふうに言うておるところでございます。そして、人間力や地域力、これをさらに磨きをかけて、そして、価値をもっともっと高めていく、そういう力を創造力というふうに置きまして、私どもはこの文化力ということをも人間力、地域力、創造力という三つの面からとらえてきておるところであります。これが平成18年に私どもが、文化力指針というツールをつくったときに、そういう仕分けで文化をとらえたところでもあります。

この文化力を高めていくということは、さらに三重県の魅力を増していくものである。したがって、その文化力を象徴する取組の一つとして、昨年度から「美し国おこし・三重」というのを始めたところでございます。

三重県にはすばらしい、先ほど野田議員が言われた歴史・文化も含め、そして、豊かな自然、そして海の幸、山の幸、本当にすばらしい資源が地域にあるわけでありまして。こういったものをより生かしながら、それを多彩な催しで表現する。そして、それを発信し、そして、集客交流につなげていく。もってそのことが自立・持続可能な三重の地域づくりにつながっていく。それが、6年間にわたるいろんな多彩な取組をやるわけでありまして。その結果、持続してその後も続いていく。すなわち、一つのそういった取組が、地域地

域の人たちが主体的に連鎖を持って進んでいく。それがかつてから美し国とくくってきた三重県を、さらに磨きをずーっとかけていくことになるのではないかと。こういうことでやろうとしておるところでございます。この一番最初に「美し国おこし・三重」の基本計画というのをつくりまして、それに基づいて実施計画をつくってずーっと展開をしてきておるところでございます。

私は、やはりちょっと見方を変えていただく必要があると、こう思います。というのは、この「美し国おこし・三重」というのは、自立・持続可能なそういう三重県というものをつくっていく、そういう仕組みを何とか定着させていくことができないのかというような、そういう思いがあります。

したがって、座談会は一度見ていただいたということではありますが、県内でもう700を超える座談会をやってきておるところでありますし、それから、座談会を通じてパートナーグループの登録も175を超えてきておるところであります。私は、先般、昨年度の集約的なものになりました成果発表、交流のあのイベントに参りまして、ずーっと見せていただいていた。あそこではワールドカフェという、いわゆる座談会のより拡大したやつをやりました。そのワールドカフェは、様々なグループの人たちが一定の時間ごとに入れかわりながら、違った取組をやっておる人たちとの意見交換の中で、さらに自分たちの課題解決のためのヒントを得ていこう、あるいは、それが具体的に連携できる場合には連携していこうというようなことでやっております、たしかそのときは中嶋議員も笹井議員もおられました。ただ、午前中にたくさんおられた議員の方々とは別のところへ行かれておって、入ったところというのは、一度見ていただいて、しかも、最後に皆さんが感想を述べられたことを聞きますと、本当にこういった取組が今後広がり、強まっていくということは、これまでと違った地域づくりに対する県民の活動というものがあるのではないかなと、私は非常に心強くしたところでございます。また、中嶋議員あたりにも感想を聞いていただいたらどうかと、こういうふうに思っております。

それで、これからのことにつきましては、この基本計画でもいろいろの取組のことが書かれておりますけれども、まず、6年間の集約として、成果を発表する大会だとか、あるいは、高め合う交流イベントだとか、いろんな集客イベントであるとか、いろんな取組をやってまいります。ただ、これにつきましては、今ずーっと進行形でありますから、そういう進行形をまたいろいろな見直す機会も持ちながら、より効果の上がるイベントの開催につなげていきたいなと、こう思っておるところでございます。

[33番 野田勇喜雄議員登壇]

○33番（野田勇喜雄） まず、知事さん、僕の質問に全然答えていないですよ。まず、ずれてますよ、実態。今の考え方ですと、僕もワールドカフェに行っておるんですよ。知事さんと会わなかっただけで、ちゃんとお茶も飲みましたよ。味見もしました。そして、中嶋さんに聞けとは失礼ですよ、幾ら何でも。幾ら何でも人をなめていますよ。こういう発言は、今のところの発言は消さないと、僕は、中嶋さんに後で聞いて、僕の意見も言うて、そして、こんなことでうまく持続可能な地域づくりなんかできないと言ったらどないするんですか。答弁、ふざけていますよ、正直言っ。ちょっと待ってください、まだ、僕、再質問しますから。

[発言する者あり]

○33番（野田勇喜雄） 一応こういうところで僕の感想を今言わせてもらいました。僕は、今の取組に関して期待していると最初に言ったんですよ。私は、今知事さんが言ったように、人間の生きざま、これも言いましたよ。生活・習慣文化と言いましたよ。それに対して認めていると。ただ、僕は、地域のいろんなデータをとって一元化するところがないから、そこを一元化するところを考えないですかと、こう言ったんですよ。何にも答えていない。どうもこの辺に関して、僕は、だから、この「美し国おこし・三重」が大分ずれていくなと思っているんですよ。

それで、文化力は、人間力、地域力、創造力でもって、それを磨いていったら具体的に文化力はできるか。できてこないじゃないですか。地域のいろ

んなデータを、それを見て、それを集大成すると書いてあるじゃないですか。

「美し国おこし・三重」の基本計画の概要、これを見ましたらそれだけじゃないですか。もっとこれを実のあるものにしてほしいと僕は言っておるんですよ。もっといっぱいありますよ。知事さんがおっしゃることもわからんでもない。わかりますよ。しかし、考え方が違うのではない。一緒のことを言っておるんですよ。人間力もそう。僕は言っていますよ。ただ、人間力って人に確かに影響する。影響するけれども、じゃ、要するに、巨匠、言うたら、たくみの人を、みんながたくみになるかということ、なれへんじゃないですか。たくみは1人じゃないですか、大方。そうじゃない、これは。みんながある程度地域のそうした文化を守って、そうした守っていく人たちをつくって、それを情報発信させるのに物語をつくれと言っておるんですよ。

その辺に関して、僕も生活文化環境森林常任委員会のほうにおりますから、しっかりと議論させてもらいますけれども。ちょっとこれは観光とはちょっと違うんですよ。知事さんに言っているんだけど。

○知事(野呂昭彦) やや野田議員の説明については、私は、もう18年、19年、20年、21年と4年、5年、文化力のことについて何度か申し上げてきました。なかなかわかりにくい概念なのかなと思いますのは、少し説明の仕方が私と違うということを率直に申し上げて、失礼の段はお許しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、この事業は、あくまで地域、あるいはそれに取り組む県民が主体でございます。それを県がまとめてコントロールするとか、そういうふうなものではありません。地域づくりの仕組みは、やはりその地域に住んでいる人たちがその地域のことをこよなく誇りに思い、さらにもっと好きになれるような、そして、また、そこで生活できるような、また、よそからも多くの人たちが興味を持ってもらうような、そのために自分たちがどういうふうな取組をしていったらいいのか。

あくまで、課題は三重県から与えるものではなくて、皆さんがそれぞれ見つけてもらって、その課題解決のためにいろんな主体的な動きをしてもらう

わけです。それに対するお手伝いを、例えばキーパーソン、人を育てていくと、人材育成ということは非常に大事でありますから、そういうことに支援をしましょうとか、あるいは、専門家を派遣いたしまして、いろんな知恵をそこで皆さんにさらにつけていっていただくような、そういう手伝いを、できるものならしましょうとか、あるいは、資金的にもそのスタートのときの資金を一部提供するとか、そういうことをやっておるところでありまして、「美し国おこし・三重」のねらっておるものは、少し野田議員の思いとは違うところがあるのかなと言わざるを得ません。

[33番 野田勇喜雄議員登壇]

○33番（野田勇喜雄） 知事さんのおっしゃる「美し国おこし・三重」で具体化する。これが見えてくりゃいいんですけども、僕は見えてこない。見えないだろうと思っています。個々の持続可能といっても、なかなかそうした持続可能なものができればいいんですけども、ここで十分指摘させていただきますわ。今の知事さんのことでは、具体化するような持続可能な地域づくりというのはできないと、このように言わせてもらいます。これは考え方が違うんですから、また今後議論させていただきたいと思うんですけども、まだまだ2014年までありますので、また来年うまく当選してきたらまた議論させていただきたいと思うんですけども。

次に移ります、時間もありませんので。

次に、医師不足対策について質問いたします。

今定例議会で、この質問は私で4人目になろうかと思えます。

医師を育てるにはおおむね10年かかると言われております。平成16年から臨床研修医制度が成立し、数年たてば、医師不足の地方病院でも確保しやすくなるという話も聞きますが、知事の医師確保に対する期待は何年先と考えているのでしょうか。知事はこの件に御所見があれば答えていただきたいと、このように思っております。

こうした期待は、現在の医師の偏在の状況を見ても、簡単には解消できるものとは考えにくいと思っております。先日も、平成20年と平成16年の比較

を示しておりましたが、改めて言いますと、10万人当たりの施設・業務医師数に関して、全国平均で12名増、三重県平均では6名増にもかかわらず、伊賀地域では4名減、南勢志摩の伊勢志摩以外では7名減、東紀州地区では4名減となって、三重県平均で6名増えていても、医師不足で悩んでいる地域ではおおむね減少しているという現状であります。津地域では21名増、北勢地域では9名増となり、三重県でも医師偏在が発生しております。こうした中でも、三重県の平均医師数213名は、欧米諸国と比較して不足していると判断できますから安心できる数字ではございません。こうした状況の中で医師確保をいつごろまでに可能と考えているのかお尋ねいたします。

私は、先ほど言いましたように、医師不足の地域では、数年後でもなかなか医師確保は困難だと思っております。どうして困難かと申しますと、現在の医療制度は市場原理の歯どめがなく、弱者、すなわち、地方に人が集まりにくい状況であるからです。三重県の中でも医師の偏在が生じております。医師体系の見直しを言っているわけではありません。少し、都市部の強い地域に制限をかけてほしいなど、このように考えておるのです。

そこで、臨床研修医の受け入れ数を各大学、各病院に制限を設けることです。大学の医学部定員数にも制限があるのだから、特に地域エゴの提案ではないと思いますのでよろしくお願いします。まず、この点に関して知事の御所見をお尋ねいたします。

次に、私は、10万人当たりの医師数に対して、2項分布的な係数を設けるといいますか、すなわち、平均医師数の10%、もしくは15%を超えるような地域では医療点数を下げるとか、また、平均医師数の少ない地域では医療点数を上げるなど検討してほしいなど、このように思っているところでございます。医師が少ない中で頑張っているのに、手術件数が少ないために医療点数が上がらない。こうした状況の中で病院経営が悪化するなど問題点があります。ぜひ、全国知事会などでも御議論、御提案などしていただきたいと思っております。この点につきましても知事の御所見をお尋ねいたします。

次に、ナースプラクティショナーについて質問します。

現在、厚生労働省では特定看護師のモデル事業案を提案しております。日経メディカルオンラインの記事で、緒方さやかの「米国ナースプラクティショナーの診療日記」の抜粋からですが、「特定看護師は、ナースプラクティショナー導入の可否を問う試金石」と題してナースプラクティショナーを紹介しております。

日本医師会の代表は、特定看護師の争奪を招きかねないと批判し、否定的です。しかし、日本看護師協会は、厚生労働省の会議の席上で、日本型ナースプラクティショナーを早期に導入すべきで、そのための法整備をしてほしい。同時に、一般看護師が包括指示のもとで行っている業務の要件を整備してほしいと積極的です。

昨年、大分県に行き、同僚議員とともに視察調査を行いました。大分県立看護科学大学と大分岡病院です。看護科学大学のほうでは、平成20年から大学院の修士課程募集人員10名程度でナースプラクティショナーのカリキュラムが実施されております。卒業生は私立病院の大分岡病院が受け入れることになっております。

日本医師会の代表は、ナースプラクティショナー導入に反対ですが、全員が反対であるということではないと聞いております。平成20年には、文部科学省はナースプラクティショナー養成コースを認め、実践しております。ナースプラクティショナーは医師がいない過疎地での医療に貢献しており、アメリカでは医療費が大変に高額なこともあって、低コストで必要な医療サービスを供給するシステムとして活躍しております。アメリカにおけるナースプラクティショナーは、急性期、婦人、成人、精神、小児、腫瘍、新生児、救急、老年、学校、家族と11領域で約14万人が活躍していると聞いております。大分県立看護科学大学では、11領域のうち、小児ナースプラクティショナーと老年ナースプラクティショナーをファミリープラクティショナーとして育成しております。

それでは、今なぜ日本でナースプラクティショナーかと、このように言いますと、ここで一般看護師とナースプラクティショナーの違いをパネルで簡

単に言いますと、(パネルを示す)ちょっと見にくいので申しわけないんですけども、一般看護師は、保健師助産師看護師法によって療養上の世話と診療の補助を行います。ナースプラクティショナーは、日本語では高度実践看護師とか診療看護師とか言われ、日本型ナースプラクティショナーという、診療看護師のことを示すらしいです。パネルに書いてありますように、診療ができる医療スタッフであること、包括的健康アセスメント能力、医療処置管理の実践能力、熟練した看護の実践能力など、ここにいろんな七つの機能を果たしますと書いてありますけれども、そうしたことのできる看護師のことで、また、個人を対象としたプライマリーケアの提供できる看護師のことを言います。しかしながら、まだ日本では国家資格になっておりません。(パネルを示す)そして、これがナースプラクティショナー養成コースのカリキュラムの一覧です。字が小さくて見づらくて申しわけないんですけども、ここでは、老年ナースプラクティショナーと小児ナースプラクティショナーの養成コースのカリキュラムの一覧が書いてありますけれども、今ここで議論、その辺を説明しても時間を食うだけでするのでこれで省略しますけれども。

しかしながら、こうした医療、保健を取り巻く環境変化により必要性が高まっておることは事実です。患者の視点では、疾病構造の変化、高齢社会の到来、医療・保健サービスの地域格差、ニーズの多様化など、このように生活習慣を含めた治療対応が求められております。提供する側からの視点では、医療の高度化、医療従事者の不足、看護教育等の高度化、専門化等です。高度医療、医療の多様化により、医師が医療すべてをカバーできない状態が現実化しており、医師にカバーが必要になっております。ナースプラクティショナーなど裁量範囲の拡大が必要になっている。医師法17条で、看護師の医療行為が禁止されております。先ほどの保助看法37条で、看護師の診療補助業務を行なうと規定されて、医療特区の申請を行ってナースプラクティショナーの導入をやろうというふうに、大分県立看護科学大学での視察調査の概略の状況です。

こうした中で、厚生労働省が特定看護師のモデル提案をしてきました。三

重県としても、医師不足に悩む地域のためにこうした状況に乗り遅れないようにすべきだと思っております。三重県内に看護大学は3校あると聞いておりますが、大学院でのナースプラクティショナー養成コースや特定看護師の養成コースはないと聞いております。早期に整備をしなきゃなんと思っておりますので、こうした検討をしてほしいと思っておりますのでございます。この点に関しまして御答弁願います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 医師不足対策のことでございますけれども、三重県の場合には、人口10万人当たり医師数は183人でございまして、全国平均213人に比べまして著しく少ないという状況で、全国で第38位となっております。さらに、この中でも、病院勤務医数、これはさらにひどい状況でございまして、全国第43位と極めて低い水準になっております。このことが地域の救急医療体制などに深刻な影響を及ぼしておるということでございます。

今こういう状況下の中で、県においては医師の確保対策に重点的に取り組んでおるところでございまして。県内の医師数は、そういう中で少しずつ増加してきておるのでありますけれども、一方では、医師の地域偏在、診療科間の偏在、その拡大が深刻な問題となっております。

それから、診療所の医師数が増加をする中で、地域の救急医療を担います一部の公立病院等では勤務医が減少するといった、病院・診療所間の偏在や、それから、年齢別では、30歳未満の若手医師が減少傾向にあるというようなことで、将来、県内の医師数が減少しかねないなど、新たな課題も指摘をされてきておるところでございまして。

こうした課題を解決するためには、国におきまして、医師の地域偏在や診療科の偏在を解消するための抜本的な見直しを行う必要があると考えております。

県におきましても、医師不足の解消を目指しまして、医師修学資金貸与制度の抜本的な見直しを行いますとともに、三重県地域医療研修センターを設置いたしますなど、将来、県内の地域医療に従事する医師の養成、確保に向

けた取組を進めてきております。さらに、平成22年度からは、地域医療再生基金を活用しました取組で、従来の取組に加えまして、より多く研修医を獲得するための臨床研修病院の魅力向上に向けました取組でありますとか、病院勤務医の定着に向けました勤務環境の改善、あるいは負担軽減対策、こういった取組を支援いたしますとともに、地域医療に従事します医師への診療支援など、新たな取組を推進しておりますところでございます。こうした取組を着実に進めていくことで県内の医師不足、偏在の解消を図り、安心して質の高い医療が受けられる医療供給体制の早期実現を目指しておりますところでございます。

ところで、さっき、抜本的な国の医療供給体制の見直しを行っていく必要があるということを申し上げました。そこで、医師の養成数を増加させるとか、あるいは、大胆かつ抜本的な制度改正を行う必要がございます、知事会でもいろいろ議論をしております。御指摘ありましたように、大都市等にも医師が偏在しておる、こういったことを解消することも大事なことであります。そこで、昨年7月に全国知事会のほうで、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図ること、地域及び診療科における医師偏在については、医師の養成のあり方等を早急に見直すことなどにつきまして、国に要望をいたしたところでございます。

この医師不足と地域偏在は全国共通の課題でもございます。来月7月には、また全国知事会が行われ、その中におきましても国への要望を取りまとめることになっております。今後も、いろんな課題があります。先ほど申し上げたような課題以外にも、診療報酬の課題、こういった課題も含めまして、全般につきまして全国知事会での議論を通じ、国に要請をしまいたいと考えておるところであります。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（真伏秀樹） それでは、私のほうからは、研修医制度と、それから、NP（ナースプラクティショナー）の制度の御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、研修医制度でございますけれども、平成16年度に施行いたしてあります医師臨床研修制度は、医師の都市部への集中を招くなど、医師の不足、偏在の大きな要因の一つであると指摘されておるところでございます。このため、国におきましては、平成21年度に都道府県ごとの研修医の受け入れ定員に上限を設けるなど、一定の見直しも行われてきているところでございます。

しかしながら、見直し後の全国の臨床研修医の状況のほうには大きな変化は見られなかったということもありまして、本県におきましても、臨床研修医の受け入れ定員が128名あったわけでございますけれども、実際、マッチングという形で受け入れできたのは86名という状況でございます。ただ、県内の中でも、工夫をしたような形で研修プログラムを提供するなど、研修体制を充実されている臨床研修病院では多くの研修医を獲得していると、そういう状況でもございます。もともと、国の臨床研修制度そのものは、より質の高い臨床研修によりまして、医師が、医師として的人格の涵養でございますとか、基本的な診療能力を身につけようということを目的にしております。そうした目的から考えれば、研修病院が魅力向上に向けた取組を行うことによりまして、より多くの臨床研修医を獲得できるというのが望ましいかなと思っております。

このため、県のほうでは、MMC 卒後臨床研修センター、NPO 法人でございますけれども、を中心に、県内の各臨床研修病院が魅力ある研修プログラムを提供いたしますとともに、研修体制の充実に向けた創意工夫した取組が行われるように、県といたしましても積極的に支援をいたしてございまして、そうした取組の中で研修医の地域への定着を一層促進していきたいというふうに考えております。

それから、2点目につきましては、ナースプラクティショナーの制度の関係でございます。

医療の高度化、複雑化によります業務の拡大によりまして、医療現場の疲弊が指摘をされておる状況でございます。また、患者に対します質の高い安全な医療を提供していくために、医療従事者がそれぞれ高い専門性を生かし

てチーム医療に取り組むと、そういう形での必要性も高まっているところでございます。こうした中で、看護師につきましては、その役割が期待をされているというところでございます。

御指摘ございましたように、こうした状況の中で、厚生労働省のほうで設置をいたしました、チーム医療の推進に関する検討会というのをやったわけでございますけれども、その中で看護師の業務拡大についての検討が行われてきております。3月にその報告書がまとめられておりますけれども、一定の医学的な教育でございますとか実務経験を前提にした中で、専門的な臨床実践、能力を有する看護師、これは特定看護師というふうに言っておりますけれども、その特定看護師が特定の医行為を医師の指示を受けて実施できる、そういう新たな枠組みを構築する必要があるということ、それと、当面は、現行の法体系のもとで特定の看護師が特定の医行為をすることを原則とする中で、試行を行おうというような形での方向性が出されております。

こうした中で一定の方向性が出されているわけでございますけれども、一方、ナースプラクティショナーにつきましては、医師の指示なしに薬剤等の投与を行うということでございますので、当然、先ほど申し上げました特定看護師とは大分性格を異にしておるところでございます。そういうことから、いわゆるNPと言うとりますけれども、その導入につきましては、その必要性を含めて基本的な論点について慎重な検討が必要という形で言われおるところでございます。

県内、看護師の養成の大学というのは三つあるわけでございますけれども。

○議長（三谷哲央） 答弁は簡潔に願います。

○健康福祉部長（真伏秀樹） 大学院を設置しておるのは県立大学と、それから三重大学の医学部でございます。いずれも今のところ、そういうような取組を検討しておる状況ではございません。今、専門看護師の発展形という形で特定の専門看護師ということを創設するという話もございまして、そうしたいろんな議論を見守りながら、今後のことについてはいろいろ検討をさせていただきたいなというように思っております。

以上でございます。

[33番 野田勇喜雄議員登壇]

○33番（野田勇喜雄） 御答弁ありがとうございます。

ナースプラクティショナーまではなかなか進まないのかなど、僕もそういうふうな思いでおりますので、特定看護師の受け入れに関してはしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

あと、知事さんから、何年ぐらいには確保できるということは答弁がなかったもので、これはなかなか難しいというようなこと、だからこそ、僕は、やはり特定看護師なり、将来的には国家資格になるだろうナースプラクティショナーの養成コースをしっかりとやっていかないと、三重県の医療が遅れるよと、こういうことになりますので十分検討していただきたいと思います。

時間もありませんので、最後の質問は要望にかえますけれども。

みえ行政経営体系ということにつきましては、非常に県外からも評価が高い。そして、先般、東京に勉強に行ったときにも、この中での一つの、国内での県の取組として三重の行政評価システムというものはモデルになって、非常に評価が高かったという認識はしております。だけど、だけど、もうぼちぼち、みんながこういったシステムを使ってきて、新しいシステムにかわるべきだろうなというふうなことの思いと、それと、今その勉強の過程で、もう一歩進んだ行政評価システムがあるよということも勉強してきたんですよ。

それが業績予算という予算のあり方のシステムなんです。僕は、なぜ今回これを言うかという、今、新博物館建設というのが予定されておるわけなんです、計画が。そうした計画の中で十分こうした業績予算を取り込んだシステムでの評価というものをモデル的にやってほしいと、こういうことなんです。そこはアメリカのコーラルスプリング市というところなんですけれども、(パネルを示す)ここでは戦略計画をしながらミッションとかアウトカムとか、こういう価値、そういったものをしっかり入れて市民に意見を聞いて、また、そうしたデータをとって、それぞれ年度年度で評価をしていくと

いう一体型の行政評価システムなんですよ。

時間もありませんのでこれで終わりますけれども、しっかりとそういったことを取り組んで新博物館のほうの計画、運営をよろしくお願ひしたいというふうに思ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三谷哲央) 29番 田中 博議員。

[29番 田中 博議員登壇・拍手]

○29番(田中 博) 29番 新政みえ、鈴鹿市選出の田中博でございます。最終日の一般質問、野田議員の質問に対して一瞬熱くなったような気もしておりますが、クールダウンの任務を担いながら質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

今日は大きく二つの質問なんです、一つは、今大変な景気の状態、雇用の状態であると。片方で、よくなってきたという報道もされておりますけれども、現実には大変だということでは、セーフティネットの役割としてぜひ最優先課題として取り組んでいただきたいということと、今回の予算は第八次ですが、新年度予算では第七次まで。七次、八次というふうにはやってきておりますけれども、そうしたものがしっかりと効果を上げてほしい、上げているのかという観点からまず1点目。

2点目は、よく似た感じの質問になるかもしれませんが、やはり今回の景気の状態を見ていると、外需依存で回復をしてきたものが、実は、世界的な経済のリセッションで、本当に大きな影響をこうむってしまったということでもあります。そうした意味では、今いろんな産業を強化していく、活性化していく取組が数多く行われておりますけれども、ぜひ、三重県民の能力ですとかやる気ですとか、そんなものを最大限引き出して、また、外需依存度を下げて、そして、そうした変動の波に強い三重県の産業の体質、構造、そんなものをつくっていったら、ある意味、中長期的な観点で2点目の質問をさせていただきます。

これにあわせて、道路関係の質問も思ったんですが、既にこれまでの一般質問で、県管理道路の戦略計画ですとか、維持管理に関する考え方等、質

問がなされました。交流連携を広げる幹線道路網の整備等々につきましても、県は既に重点的に取り組むと、こういうふうに言われておりますので、この点については、鈴鹿市民の皆さんからも、道路の改良、それから新設、早期に実現してほしいと強く求める声を私どもはたくさんいただいているということをお伝えし、一層の努力を執行部の皆さんにお願いすることにとどめて、今回、発言通告に従って質問をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、1点目の景気・雇用対策が最優先課題というふうに表題をつけさせていただきました。

日本の景気は生産、輸出、企業収益などで改善が見られるものの、依然として雇用情勢に厳しさが残っております。緊急経済対策の効果や海外経済の改善を背景に、景気の持ち直し傾向が続くことを大いに期待するところでございます。しかしながら、欧州を中心とした海外景気の下振れや、デフレの影響、エコ関連の各種補助政策の打ち切りなど、景気を下押しするリスクも存在をしており、企業経営者の中には、先行きに慎重な意見を持っておられる方も多いように感じさせていただいております。情勢をしっかりと把握し、効果ある景気・雇用対策を継続的に実施していくことがしばらくの間必要であろうと考えるところです。

知事も、6月会議の提案説明の中で、県政の最優先課題は雇用・経済対策だと述べられました。そうした課題認識から、2月、3月会議の新年度予算で245億円余の第七次緊急雇用・経済対策を、本6月会議では第八次緊急雇用・経済対策、こうして矢継ぎ早に対策を打ち出されております。効果ある執行を大いに期待するところでございます。現在国民が政府に望む政策の第1位は景気・雇用対策である、こうした報道もたびたびなされております。実感として、私もそのとおりと思う次第でございます。

三重県の有効求人倍率が0.54と、依然として厳しい状況にあります。また、ハローワーク別求人倍率を見ますと、地域によって差がありまして、伊賀が0.33、鈴鹿が0.35ときわめて低い状況になっております。こうした状況

もありまして、雇用に関する相談を受けることが非常に多くなっておりまして、皆さんの話を伺っておりますと、これから先、社会保険や年金など生涯の生活設計に必要な部分に手が回らないんだろうなど。確かに、今の生活を何とかするのに精いっぱいだというふうに関じとれる次第でございます。人生の中で、結婚、子育て、老後など将来の不安が山積の状況に思われます。失職されている皆さんの不安、これは社会の不安でもあるわけですが、そうしたものを解消するためにも、景気・雇用の回復は最優先課題だと思います。景気・雇用の回復を誘導する効果的な施策を切れ目なく実行していくことを今県民の皆さんも第一に望んでおられることだと思います。現状の認識と景気・雇用対策に対する知事の取組姿勢を改めてお聞かせください。

(2) の緊急雇用・経済対策について、2点ほどお尋ねをいたします。

先日、平成21年度の三重県緊急雇用・経済対策の実績について報告書をいただきました。後ほどまた詳しく報告がされるということでもありますけれども、雇用機会の創出では、4010名の方に短期の雇用や地域における持続的な雇用機会を提供したというふうに報告されております。短期の雇用についての方に伺ったのですが、本当に助かりましたということとあわせて、次の仕事になかなか見つからないので非常に困っていると、こんなことをお聞きもしております。持続的雇用への期待が当然強いわけですが、地域における持続的な雇用機会の提供事例を、あればお聞かせいただきたいと思っております。

また、農林水産業での雇用促進で、専門知識及び技能を習得できる体験研修等を実施しておりますけれども、農林水産業への雇用に結びついた事例や研修後のフォローについてお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、新年度になって第七次の新施策が出されたわけですが、平成22年度当初予算の主な新規事業として、未就職卒業者等支援事業がございます。就職先未定のまま卒業した若者が早期に就職できるよう、職業人として必要な基礎的知識が高められるような研修、技能訓練を行うとともに、就職面談会の開催や在校生に対する支援を行う事業で、現状の就職状況から期待が大

きい事業でございます。また、これらの未就職卒業者等の中には、やる気がありながら就職に結びつかない方々もおられます。一方、経営資源に限られた県内中小企業にとっても、すぐれた人材を確保することは非常に重要であると言えます。これらをうまく結びつけることで新たな雇用につなげることができると考えます。

そこで、県内中小企業への優秀な人材確保のため、県としてどのような取組を進められておられるのかお伺いをいたします。

ここで切らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 景気・雇用対策についてでありますけれども、御指摘ありましたように、県内経済、一部に持ち直しの動きも見られるわけでございますけれども、しかし、中小企業を中心に県内企業の景況感、これは引き続き厳しい見方が続いております。海外景気やデフレの影響なども含めまして、今後の動向については注視をしていく必要があると思っております。

雇用情勢につきましては、全国の失業率が5%前後で高どまりしておるところでありますし、お話にもありましたように、県内の有効求人倍率は0.54と低い水準でございます。依然として厳しいなと思っておりますが、特に、高等学校の新規卒業者の就職状況、21年度、すなわち今年の3月もなかなか大変だと言われてきましたが、来年の3月はより一層厳しい状況になるということも危惧されておるところでございます。

こういう認識のもとで、県におきましては、雇用・経済対策を最優先課題として位置づけておりまして、平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針に基づきまして対策を講じておるところでございます。

具体的には、相互に密接に関連します雇用、経済、生活、この三つの分野を柱にいたしまして、雇用の創出と地域のニーズに応じた人材育成、将来の地域経済を支える新たな産業の育成、生活の安定に向けた取組など様々な事業を総合的に展開しておるところでございます。

また、対策の推進に当たりましては、県議会、関係団体等の意見、要望も

しっかり踏まえまして、市町と連携をいたしますとともに、官民一体で組織しております三重県雇用・経済危機対策会議等と連携をして取り組んでまいりたいと思います。

いろんなひずみの問題だとか、そういうお話がありました。中長期的には、やはりセーフティネットの張りかえだとか、菅内閣が言っておる強い社会保障、こういったことも必要であると、こう思っております、新しいこの国の将来に希望を持てるこれからの社会ということで、これからのこの国のあり方研究会のあの報告書もそういった角度からまとめたところでございます。

こういったことも同時にあわせながら、しかし、経済・雇用につきましては、状況の変化に迅速かつ的確にこれからも対応してまいりたいと、このように思っております。

〔山口和夫生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（山口和夫） 私からは、持続的な雇用機会の提供につながりました事例に関しまして御答弁申し上げます。

地域におけます持続的な雇用機会を創出する取組といたしまして、県及び市町が創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために地域求職者等を雇い入れて行います、ふるさと雇用再生特別基金事業を実施しているところでございます。

この取組の中で、平成21年度に地域の持続的な雇用につながりました事業としましては、東紀州地域の地域資源を活用し、集客交流や地域特産品の製造販売等を通じて地域づくり活動を行います、東紀州地域力再生雇用支援事業や、過疎地域等における少子高齢化等の諸課題に取り組みます過疎地域活性化支援ふるさと雇用再生事業などがあります。

また、平成21年度に新たに県単独事業として創設いたしました、就職に有利となる大型自動車1種などの資格取得の経費を助成する、アビリティUP支援事業では、59名が正社員として雇用されております。また、市町が実施する地域の雇用ニーズに対応した職業訓練の経費を助成します、地域ニーズ対応型職業訓練助成事業では、名張市におきましてヤマトコールセンターオ

ペレーター養成講座が実施されまして、平成22年12月末までに最大370名が雇用される予定となっております。

今後も引き続き、ふるさと雇用再生特別基金事業や、雇用されながら就労に役立つ研修を受ける地域人材育成事業などに、県と市町が一体となって取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 私からは、特に農業、水産業における雇用に結びついた事例等についてお答えをいたしたいと思っております。

農業や水産業におきましては、新たな雇用に拡大するには、就業希望者が必要な知識、技能を習得できる体験研修だけではなくて、この研修を通じまして雇用に結びつく取組が重要だと考えております。

そこで、農業におきましては、6カ月程度の試行的な雇用を行う農業法人や農家に対しまして、研修経費や新規雇用に係る人件費の支援を行うトライアル雇用支援事業を実施いたしました。この事業によりまして、15の農業法人等におきまして新規雇用者20名分の支援を行い、事業終了後、水田農業や施設園芸を営む農業法人等に11名が就業されておるところでございます。

また、水産業におきましても、新規雇用に前提として研修を行います緊急漁業就業促進支援事業によりまして19名が研修を受けられまして、巻き網や定置網漁業を営む法人などに17名が就業されているところでございます。

なお、これらの事業で就業されなかった方々につきましても、その理由等についても確認をしておるところでございます。

今後も、このような取組を通じまして農業や水産業への雇用の促進をしてまいりたいと思っております。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

○農水商工部理事（林 敏一） 私のほうからは、中小企業への人材確保についてお答えを申し上げます。

中小企業の重要な経営資源であります人材の育成につきましては、従来か

らその確保に苦しんでおったところでございますが、人材の育成に取り組み、ひいては雇用に結びつけていくことで、県内中小企業等の技術力を向上し、競争力の強化を図るということが重要な課題でございます。

これまででも、学生に魅力のある県内中小企業の情報発信をしますことで就職につなげてまいります地域魅力発信バスツアー事業に取り組んできております。この事業では、県内外の大学生、高等専門学校生20名を募集いたしまして、高い技術力を有している県内のものづくり企業への訪問を行い、その企業の魅力を体感していただくことで県内中小企業への意識を高め、就職活動中の若者の目を向けていこうとするものでございます。

また、あわせまして、緊急雇用創出事業を活用いたしまして産業技術人材の育成にも取り組むこととしております。理工系大卒未就職者を財団法人三重県産業支援センター、あるいは県工業研究所で募集、採用いたしまして、産業界、大学などと連携し実践的な教育を行うことで、研究人材等の育成に取り組んでいきたいと、このように考えております。

厳しい雇用情勢ではございますけれども、すぐれた人材を確保できるチャンスととらえまして、県内の中小企業が競争力を高めていけますよう今後も引き続き、産業界、大学、商工団体等と連携をいたしまして、人材の育成確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[29番 田中 博議員登壇]

○29番(田中 博) 今セーフティネットとして状況に応じてやっていただいておりますし、これからもやっていっていただける、こういうことでした。ぜひ、よろしくお願いをしたいと思いますし、それから、実施してきた事業につきましては、その地域の特性を踏まえてということもおっしゃっていただきました。ぜひ、引き続き、しっかりと情勢を把握してやっていっていただきたいというふうに思います。

触れませんでしたけれども、いろんな報告書の中では、外国人に対する目配りもしっかりとしていただいておりますということで、たまたま、私も多文化

共生を考える議員の会というのに参加をさせていただいておりますので、大変な状況もお聞きをして、また要望もさせていただいているんですが、引き続き、よろしくお聞きをしたいというふうに思います。

それから、新卒者に対する対応というのが新しく加わったわけですが、新しい状況ということで、それは情勢を見ながら加えていただいたと。国のほうの事業で、中小企業が、新卒で職のない方とマッチングをして研修をしながら、企業側にも研修を受ける側にもそれぞれ補助が出て、そして、うまくマッチングすればそこへ正規で入社をするというシステムをどうも出されて、大変期待はするんですが、景気全体がこういう状況ですから、人が余っている状況ですので、どうなのかなと思っておって、事前に少しお聞きをしたんですが、なかなかうまくは回ってはいないということですが、ただ、景気の回復が、それぞれまだ、まだら模様ではありますけれども、報道等を見ますと、大企業が直接雇用の期間工の採用をまた始めたとか、そういう状況もありますから、そうした状況は中小企業にも波及をしていくと思うんです。そうしたところもしっかりと見ながら、ある意味ではいい施策だと思いますので、そんなこともしっかりとウオッチングをしていっていただきたいというふうに思います。

1点お聞きをしたいんですが、景気雇用対策、グリーンニューディール基金事業というのがございまして、これも報告をいただいておりますし、計画もいただいておりますが、最初、私は、グリーンニューディール基金事業というのは、産業を興して人を雇えるような、そういうものを興していくことにつながればいいなど、こういうふうに思っておったんですが、現実のグリーンニューディール基金の事業には、現在ある生活環境に影響を与えるものに対する手当でありますとかということが中心だということに見えるわけでありますけれども、この点につきましては、この基金事業の目指す方向をお教えたいただければと思いますので、再質問で1点だけ、よろしくお聞きします。

○環境森林部長（辰己清和） グリーンニューディール基金は、成長分野の一

つとして環境エネルギーが位置づけられておりますが、そうした中の部分として、基金が各都道府県に盛られておるわけでございまして、今手元に資料は持ち合わせてごさいませんが、二十数億円、三重県のほうで配分されておるところでございます。議員御指摘のとおり、今までのごみ処理対策であるとか、さらには地球温暖化対策等について支援をしていくということで、この3年間、21年度から3年間やっていきたいということで進めてまいりたいと思います。

〔29番 田中 博議員登壇〕

○29番（田中 博） ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

産業政策推進体制の強化をということで、少し抽象的な表現が出てくるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

三重県緊急雇用経済対策について議論をさせていただきました。世界的な景気後退を受けて大幅に雇用の場が失われた、失業者が大量に出てしまった状況だけに、雇用の場をつくることを第一義に取り組んでいただいております。しかしながら、たびたび触れますが、限界はあるんだろうと思います。日本の雇用は、外需依存度が高いだけに世界経済の影響をとてつもなく大きく受けてしまいます。今までも、景気が回復すると、よくよく見れば外需主導、悪くなれば、これもまた外需主導ということでございます。内需依存度を高めることで世界経済の浮沈に強い経済をつくる必要がある。このことは、1970年代の後半から80年代、もう随分前から多くの識者に言われてまいったことだと思えます。ですが、いまだに景気回復も世界経済頼みのように思われます。

地域の活性化による強い経済体質づくりは中長期的な課題として積極的に継続的に取り組んでいくべきだというふうに申し上げたいと思います。三重県では、各種バレー構想など、基幹産業育成・集約の政策とともに、地域の持つ資源を生かした各種施策についても取組を推進しているところでございます。内需の拡大、強化に資する幾つかの施策についてお尋ねをいたします。

1点目は、農商工連携の推進についてお伺いいたします。

日本の国際競争力の低下が著しいと言われております。アジア地域で最も魅力を感じる国、地域というデータによりますと、2007年度調査では、アジア地域を統括する拠点、それと、R&D拠点として日本がアジアの中で第1位の座を占めておりました。2009年度調査になりますと、その二つに加えて製造、物流、金融、販売など全7拠点の第1位が、実は、日本じゃなくて中国となっております。グローバル企業の中国進出が続いていることが理解できるデータだというふうに思います。

しかし、農商工連携は、地域の基幹産業を育成しようとする取組であり、6次産業化により農業を成長産業化しようとする取組です。農業生産法人の過去5年間の売上高成長率を見ますと、ちょっとデータが2004年と古くて申しわけないんですが、生産プラス販売プラス加工、また観光も加えた業態の法人では、408.6%というような、こういう数字が出されておるんですが、そんな成長を5年間で遂げているというふうな、こんなデータもございます。国の施策によるところが大きいのですが、農だけではなく、農林漁業者と商工業者が連携して取り組む新商品開発への支援、販路開拓、人材育成、広報活動への支援がなされております。県内でも、四日市、鈴鹿、志摩、尾鷲市などで取り組まれております。

県には、一つとして、地域を活性化するインパクトのある案件の育成、発掘を進めていただきたいと思います。二つ目に、地方経済産業局や農政局との連携などが求められるというふうに考えるわけですが、三重県の取組についてお尋ねをいたします。

次に、中小企業支援施策についてお尋ねいたします。

中小企業の業況感は、足元では持ち直しの動きも見られるが、なお、反転上昇感は弱いと、こう言われております。中小企業は、地域の経済やコミュニティの中核として不可欠な存在でありますから、元気であってほしいと強く思っておりますが、グローバル企業への依存度が高いほど中小企業は苦しんでおられるようでございます。

中小企業を守る施策として、資金繰り支援、取引上の問題解決支援、雇用支援など、多くの施策が実施されております。その中で最重要課題は、仕事をつくることだと思われまゝす。官公需での受注機回は緊急の施策として重要でずし、技術力の向上や新たな商品の開発が中長期的に重要な課題となつてまゝいます。中小企業の弱点であると言われている資金力、技術力、開発力、人材など、総合的にプロデュースする機能が行政に求められていると思ゝいます。また、異業種や異なつた技術のコラボレーションを生み出すきつかけを提供することも必要だと思ゝいます。新たな商品や技術開発につながる産学官の連携や、情報提供について三重県の取組をお尋ねいたします。

3点目に、成長が期待される重点分野への対応についてお尋ねをいたします。

低炭素社会の実現に向けて国民、県民の意識が高まつてきております。企業においても、製造工程でのCO₂発生量を2分の1にするという具体的な経営目標を掲げるところが少なからず出てまゝいました。09年度の太陽電池出荷量が前年比で2.6倍になつたことが報道されておゝりましたが、これは消費を促す設置に対する補助制度や電力買取り制度が有効に機能した結果だと思われまゝす。また、これは内需を高めたとともに、国内生産の増量と設置技能者の育成等で雇用にも好影響を与えているというふうにおゝえております。

国は、低炭素型産業育成の補助制度を平成21年度に創設し、成長が見込まれる産業としてとらえておゝいます。三重県は、この施策の継続と補助対象要件の緩和を求めると同時に、環境・エネルギー関連分野を対象として低炭素型産業の枠を広げるべきとの提言をされておゝいます。私も、すべての産業で低炭素社会に向けた生産、販売、消費、投資の動きが活発になることで新たな雇用が生まれると、そういう期待もしておゝいますし、おゝえておゝいます。

三重県は、低炭素社会の実現に寄与していく産業構造のあり方、目指す形をどのようにとらえておゝえておられるのかお尋ねをいたします。

以上、よろしくおゝ願いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 私からは、お尋ねの最後のところ、低炭素社会の実現等、これからの三重県産業の目指す形というものについてお答えをしていきたいと思えます。

低炭素社会へ移行していく中で、温室効果ガスの削減、あるいはエネルギー使用量の低減といった環境対策は、旧来からは、産業界にとって事業活動の制限やコストアップの要因として考えられがちというところでございました。しかしながら、田中議員の御指摘にもありましたが、国内外における環境・エネルギー分野の市場は大きく成長をしております、今後は、企業にとってもこの分野へと進出し、新たな市場を獲得するということが企業の成長に直結するものでもありますし、また、これも御指摘ありましたように、雇用の創出にもつながるものでございます。また省資源、省エネルギーに向けまして、新たな生産プロセスを導入するということが、生産性の向上、ひいては競争力の強化につながるものであると考えております。

昨年末に基本方針が閣議決定をされました新成長戦略や、先般発表された経済産業省の産業構造ビジョン2010におきましても、戦略分野の一つといたしまして、環境・エネルギーが掲げられておるところでございまして、低炭素社会実現に向けました取組は、経済成長、産業競争力の強化のかぎとして大きな期待が寄せられているところでございます。

三重県では、知識集約型産業構造への転換を図っていくために、低炭素社会への流れ、これをチャンスととらえまして、県内企業等における積極的な取組を促し、持続的なイノベーションを創出するというところで、大きく成長することができる強靱な産業構造を構築することができるのではないかと、したがって、そういう方向に様々な取組を始めておるところでございます。

例えば、環境・エネルギー関連分野への設備投資の促進でありますとか、それから、高度部材イノベーションセンター、AMICですが、ここにおけるリチウムイオン二次電池の研究開発とか、新たな新エネルギー関連の事業展開への支援、こういったことに取り組んでおるところでございます。

さらに、こうした取組とともに、今後の次期戦略計画の策定に向けまして

も、県庁内に横断的な環境・エネルギー産業の推進策を検討する場を設置いたしまして、本県における地球温暖化対策や、あるいは、新エネルギー導入促進などの議論とも相互に連携をいたしました上で、県内企業の競争力強化に資する施策の充実を図り、本件におけるグリーン・イノベーションによります知識集約型産業構造の構築を目指してまいりたいと考えております。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

○農水商工部理事（林 敏一） 2点御質問いただきましたので、まず、農商工連携の推進についてお答えを申し上げたいと思います。

地域の活性化を推進してまいりますためには、知識集約型産業構造への転換によります産業競争力の強化とともに、地域資源を活用しました新商品等の開発など地域に密着した産業の振興を図ることが重要であると考えております。その中でも農商工連携につきましては、農林漁業者と商工業者が双方の成長、発展を図ろうとするものでありまして、地域活性化を図る上で大変期待ができる取組であると考えております。

県といたしましては、三重県産業支援センターに農商工連携コーディネーター1名を配置いたしました。食品産業関係事業者等からの情報収集を図りまして、農業サイドの情報を持っております農業改良普及センターなどとも連携をいたしまして、農商工連携につながりますシーズの発掘や、事業主体となります農商工連携体の形成を進めているところでございます。また、農商工連携体による事業の芽だしを支援するというところで、昨年度、みえ農商工連携推進ファンドを造成いたしまして、連携体が行います新商品等の開発を支援していくということで始めたところでございます。

本年度は、農商工連携により開発をされてまいります商品等を周知したり、あるいは、販路の開拓ということを目指しまして、本年10月24日に松阪市のベルファームにおきまして、「美し国・三重 農商工連携フェア」を開催いたします。また、それとともに、地域を活性化するインパクトのある事業、これを花開かせたいということで、本年7月から地域資源活用“お見事企業”プロモーション事業の講習をいたすこととしております。この事業におきま

しては、公募した取組の中から、地域との連携、農林漁業者との連携にすぐれた取組をされている事業者を11月ごろには選定いたしまして、フォーラムの開催でありますとか、プロモーション活動等のPRを行って、こうしたすぐれた取組をさらに拡大していきたいと、このように考えております。

また、農商工連携を進めるに当たりましては、支援機関の連携も重要であるということでございます。引き続き、中部の地域農商工連携協議会といった場も活用しながら、国をはじめとしました関係機関との連携を強化しながら、地域の活性化に結びつきます農商工連携の取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業支援施策についてでございます。

一部に持ち直しの動きが見られるものの、県内の中小企業にとっては引き続き厳しい経営環境にあると思っております。今後は、新たなチャンスづくりにつながります技術の向上や、新商品の開発が中長期的には重要な課題となっております。特に新たに技術開発を進めようということにつきましては、近年の消費者ニーズの多様化でありますとか、技術革新のスピード化に伴いまして、一つの企業では技術開発には限界があると、異業種や、あるいは産学官の連携によります異なる技術のコラボレーションが重要視されてきておるところでございます。

これまでも、三重県の新技術開発支援制度としましては、オンリーワン企業育成プログラム事業がございました。この中で県の工業研究所との連携枠を設けまして、企業と研究機関の共同研究を促進してまいっているところでございます。さらに、昨年度、平成21年度からは、地域の企業がそれぞれの技術、知識を持ち寄りまして、一体となって試作品づくりを受注していこうということで、シンジケートづくりということで進めております。平成22年2月には、四日市市におきまして14社からなります試作サポーター四日市というものが発足をしました。平成22年度、本年度もこうした企業群を構成してまいりますように県内の他地域に広げていきたいと、このように考えております。

また、本年度整備をいたします、みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点におきましても、三重大学と三重県工業研究所が企業と連携をいたしまして食品素材の探索、評価から食品加工技術の高度化、製品評価までの一体的な食品関連の研究開発、技術の高度化などを行うこととしております。

こうした産学連携につきましては、広く県内の中小企業の皆様に情報提供するというので、財団法人三重県産業支援センター、あるいは商工会をはじめとした諸関係団体に御協力をいただきまして情報発信を進めまして、異業種連携、産学官連携の取組をさらに継続拡大してまいりますように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔29番 田中 博議員登壇〕

○29番（田中 博） ありがとうございます。

重点分野と言われる産業、数たくさんあるんですけども、三重県は得意な産業基盤ですとかあるかと思えます。そうした意味で、あの知識集約型ということで三重県は掲げて取り組んでおられる。賢明なあれですし、基盤のないところに幾ら旗を振っても、これは県内の企業も県民も動かないわけでありますので、ぜひ三重県の強みを生かしたところでやっていただきたいというふうに思います。

特に最近、安全や環境に疎いといいますか、力を注いでいない、研究開発も含めてですが、そうした企業の製品は選ばれないという、こんな思いを持っておられる企業が多い。それは社会の環境がそうやってきたということなんです、そうした意味で安全、環境という分野の研究開発も相当に進んでいるように感じます。ぜひ、三重県は三重県の強みを生かして頑張っていたきたいなというふうに思います。

農商工連携、いろんなことをやっていただいています。中小企業の支援に對してもやっていただいています、現実、いろいろ出てきているんですが、これは、（実物を示す）農林水産省と経済産業省で、『農商工連携のポイント』という冊子なんです、三重県の、先ほど質問されました野田先生の尾鷲市

なのですが、尾鷲市の新産業創造課というところが、農商工連携、やっていますよと。女性、高齢者によるコミュニティービジネスの創出やら、開発された特産品を売り出す仕組みとして、この間もテレビでやっていましたが、尾鷲まるごとヤーヤ便ということなんか報道されておりまして、そうした特産品を受け取った方から尾鷲市に手紙が来て、一度訪れてみたい、現実に観光客が増えておると、こういうテレビ報道でございましたけれども。まだ売り上げは7700万ということですが、これは尾鷲市が尾鷲特産品開発塾を開講して以降のいろんな動き、大勢の方が参加をされたということですので、そうしたことで活気が出る、あるいは、産品をそうした形で地元で消費する、あるいは、そうした形でお届けをする、そんな産業も起きているようですから、先ほどもいろんな取組の事例をPRするなり、フォーラムを開催してお互いの情報交換をするなりということが言われました。コーディネーターも設置をさせていただいておるとことでございますので、ぜひ、これが大きな動きになるように期待をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

同じような項目が続きますが、伝統工芸、伝統産業の活性化についてお尋ねします。

地域の歴史・文化に根差した伝統工芸や伝統産業では、生活様式の変化などから需要が減退し、生業として成り立たなくなったものや、後継者の育成ができず姿を消そうとしているものもあろうかというふうに思います。歴史・文化を引き継いで地域の誇りとして残していこう、保存しようとの動きも各地域にあらうかと思えます。ただ、できれば、業として成り立って活性化していくことが望ましいのは言うまでもないことだと思います。歴史・文化の物語を付加したブランド化や、生活様式の変化に合わせた新商品の開発で活性化できないものかと考えるんですが、三重県の保存、活性化支援についての考え方をお尋ねいたします。

次に、地産地消への取組についてお尋ねします。

地産地消への取組については、一次産品を中心に数多くの施策が実施されており、地元農水産物を使った学校給食や、地物一番でのPRや、販促活動、三重ブランドの促進などが挙げられます。また、公共による県内産品の優先購入や地元企業育成を含めた県内企業への工事発注、業務委託なども、広い意味で地産地消として県内の景気、雇用に寄与しているところでございます。

現在は、緊急雇用・経済対策に最優先で取り組んでいる経済状況にあります。県内産業を活性化させ、雇用を生み出すためにも、消費者である県民の皆さんに強く地産地消を呼びかけ、御理解をいただくべきだと思います。消費者は、価格や品質で商品を選びます。したがって、だれも強制はできないわけでございますけれども、県民の皆さんに、三重県産の商品を県内で購入していただくようお願いをする。これは農産物、水産物、その加工品であったり、観光商品であったり、工業製品など多種多様なものがあるんですが、そういうものをPRする。その一方で、ユーザーですから、選んでいただける商品づくりに対してもしっかりと支援をしていく。県の施策として一考すべきと考えますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

次に、最後になりますが、効果的な支援体制の構築をということで質問いたします。

先日、「美し国おこし・三重」、今触れるとクールダウンにならないのかもしれないかもしれませんが、「美し国おこし・三重」の成果発表・交流会に参加をさせていただきました。目的やテーマ、基本方針などは、私自身なかなか理解しづらいのが本音で、申しわけなく思うんですが、各グループの活動展示、あるいは成果物の販売などを見せてもらい、今後の成果に実は大きな期待を持った次第でございます。地域の文化を守り伝えるグループから、農商工連携の起業グループのようなグループまで、幅広い内容がありましたが、いずれのグループも継続させる仕組みを考え、実践されていることに力強いものを感じました。あわせて、グループ同士がお互いに刺激を受けて、やる気や起業意欲を高めていることも感じさせていただきました。

「美し国おこし・三重」には、人材グループ育成支援、専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化支援、財政的支援が活用できる支援として用意されています。県内の産業支援策強化を考える参考になるというふうに思いました。農商工連携や成長産業への業態変更、新商品開発や販路開拓、起業などいろいろなケースで、まず相談受け入れ窓口を一本化する。専門家による技術、ノウハウ、ネットワーク提供を行う。また、多様な団体、グループ、個人とのネットワーク化支援で起業家精神を呼び起こす仕組みを県民にわかりやすい形で整えてもらいたいなというふうに思いました。

現在も多種多様な支援策があるわけですが、なかなかわかりづらい。県民の意欲を生かし、最適な支援策を提供することで成果を生み出したいと願っておりますので、非常にわかりづらいなと、こんなふうに思うのですが。繰り返しになりますけれども、意欲のある県民の皆さんが信頼してワンストップで相談できる、意欲を高めることができる、最適な支援が受けられる、そうした仕組みが整っているのか、見直しの必要はないのかお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 私からは、地産地消への取組についてお答えをいたします。

地産地消運動には、農林水産業、加工産業等の地域産業の活性化、安全・安心な食料の安定的な供給、輸送に係るコストやエネルギーの削減のほか、雇用創出など多様な側面がございます。

そこで、本県では、みえ地物一番の日を定めまして、県産の農林水産物や加工食品の販売を促進するとともに、平成21年6月には、みえ地物一番給食の日を定めまして、県内小中学校等において地域の食材を利用する給食を促進しておるところでございます。また、毎年11月には、リーディング産業展を開催いたしまして、県内企業の製品や技術を広く県民の皆さんに知っていただける場などの提供により、企業のPR支援に取り組んでいるところでござ

ございます。さらに、地域資源を活用いたしました観光食品づくりへの支援をはじめ、県内各地のグルメやイベント情報など、地域の旬の魅力を、季刊誌観光三重の発行や、ホームページでの情報発信を通じて県民の皆さんをはじめ多くの方々に情報提供するなど、県内における観光交流の促進にも取り組んでいるところでございます。

今後は、消費者に支持される商品づくりに向け、マーケットインの発想でブランド化を目指す生産者等への育成支援や、繰り返し購入いただける顧客づくりに取り組む企業に対して、消費者や専門家の意見を取り入れ、商品づくりができる新たな仕組みへの支援などを通じまして県産品の一層の購買促進につなげてまいります。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

○農水商工部理事（林 敏一） 2点お答えを申し上げます。

伝統工芸、伝統産業の活性化についてでございます。

本県には、伊勢形紙、鈴鹿墨など国指定の伝統工芸品が5品目、桑名鋳物、あるいは伊勢木綿などの県が指定しております伝統工芸品が33品目、合わせて38品目ございます。こうしたパンフレットをつくりまして、県が主催しますイベントでありますとか、関係団体のイベント等でお配りをして周知、宣伝を図っておるというところでございます。

こうした伝統工芸品につきましては、それぞれが地域の歴史、風土に深く結びつき、本県の魅力を語る上で欠かすことができないものとなっております。しかしながら、議員の御指摘がありましたように、生活スタイルが変化してきていること、あるいは、競合します海外製品が流入してきておることなどから需要が大きく減少してまいりまして、それぞれが経営環境を大変厳しい状況ということになっております。また、それとあわせて、工芸品に携わります職人の高齢化でありますとか、事業者そのものの後継者の不足等などによりまして、そういった様々な問題があります。そういったところで産業の活性化ということが課題となっております。

本県では、そういう状況の中で意欲を持って新しい取組を進めようという、

そういう方を御支援申し上げるということで、伝統産業・地場産業活性化支援事業というものを設けてございます。その中で、人材の育成をはじめまして、新商品の開発、あるいはPR、新しい販路の開拓等そういったものに取り組みの方について御支援を申し上げております。この事業では、昨年、平成21年度には、伊勢形紙をヨーロッパ市場で販路開拓しようということで取り組みましたお一人の事業者の方についても支援をさせていただいて、合わせて11件を支援させていただいたところでございます。

また、伝統工芸品につきましては、重要な地域資源であるということから、みえコミュニティ応援ファンドの地域資源活用型助成事業、これを活用させていただいて、例えば日永うちわでありますとか、伊勢春慶などの伝統技術や伝統的な製品を活かした新しいビジネスをスタートアップさせようということでお取組もいただいております。

引き続きまして、関係団体によります専門家派遣制度を活用しまして、きめ細かな支援サービスを提供してまいりますとともに、先ほど申しました支援事業によりまして、厳しい経営環境にあっても新たな試みに果敢に挑戦をしていただく事業者を積極的に支援してまいることで、伝統産業の維持、活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、県民に対してわかりやすい窓口がどうなっているのか、そういった仕組みが必要ではないかということでございました。

中小企業を取り巻いております課題には様々、多種多様なものがございます。本県では、平成12年度に、財団法人三重県産業支援センターを設立いたしまして、中小企業の皆様に対するワンストップ相談窓口と位置づけているところでございます。現在は、経営・ITコーディネーターでありますとか、技術・知的財産コーディネーターなどを配置いたしまして、経営者や起業家からの経営戦略、あるいは貸金対策、商品開発、販路開拓、さらにはベンチャーの相談でありますとか、様々な課題に対応していける体制を整えているところでございます。

また、それとともに、県内各地にはたくさんの中小企業の皆さんがおみえ

で、県内では、商工会議所、あるいは商工会等の商工団体が、中小企業の皆様にとっては地域の最も身近な相談先という具合になっております。産業支援センターは、そうしたことから商工団体との連携を図りながら、お互いの強みを持ち寄る中で、中小企業の皆様に対して的確な支援を行うこととしております。

平成22年度、本年度からは、国の委託事業によりまして、産業支援センターと三重県商工会連合会によりまして、県内で二つの中小企業応援センター事業が開始をされました。中小企業応援センターは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの支援機関が行います中小企業に対する経営支援、これを後方から支援する位置づけになっております。中小企業から寄せられました高度、専門的な経営課題に対応します、専門家の派遣事業などを実施していくということになっております。こうした新しい支援策も含めまして、中小企業に対する様々な支援メニューにつきましては、これまでも、例えば産業支援センターにおいて「施策のガイド」でありますとか、そういった冊子をつくりましてお配りするとか、あるいは、関係団体の広報誌に登載をさせていただく、あるいは、新聞広告を出させていただく等々、様々な形で情報提供、情報発信をしてきております。今後も、意欲のある中小企業の皆様がさらに活用していただくように関係の団体とも一層のPR、情報提供に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔29番 田中 博議員登壇〕

○29番（田中 博） ありがとうございます。

最後の体制づくりのところで、「美し国おこし・三重」をちょっと挙げて、いい方法は、体制は組めないのかということをお願いしたんですが、先ほど知事も触れていましたけど、そこにパートナーグループが175グループという。窓口は、先ほど産業政策でいろいろお聞きをしました。ただ、違うところは、そうしたグループを掘り起こしてくる、見つけ出してくる、それで、その方たちのネットワーク化をする、情報交換をすることでますます県民のやる気

を高めていく、そこに対して支援をしていくことで形として仕上げていく。しかも継続できる形にという。そういう意味では、いろんな制度があつて、いろんな支援制度もあつて、窓口もあるんですが、見つけ出すということにもう少し力を入れていけばいいのではないかなというふうに思います。

例えば、先ほどちょっと紹介しました、中途半端な紹介でしたが、尾鷲市の取組なんかを見ますと、やっぱり各市町と一緒にあって一番身近なところでそうしたものを見出してくる。そんなところ、市町と協力してそういうシステムを一つ入れ込む。それが相談窓口でその方たちを刺激する施策、あるいは支援する施策が初めてそこで有効にきくんだらうというふうに思います。

三重県民には、相当な意欲、やる気、いろんなアイデア、そんな能力が備わっているというふうに思います。ぜひ県には、市町と連携をして、そうしたものを拾い出してくる。そして、活性化していく。そんな体制の整備を、今でき上がっているということではなくて、ぜひ、御一考をいただいて、本当に活力ある三重県、県民が生き生きとしている三重県、そんなものをつくっていただく、そんな仕組みを最後にぜひお願いをし、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

休 憩

○議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森本繁史） 県政に対する質問を継続いたします。6番 村林 聡

議員。

〔6番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○6番（村林 聡） 度会郡から選んでいただいております自民みらい、村林聡です。

それでは、奥伊勢、南伊勢の地域格差の問題からお伺いしたいと思います。まず、現状についてということで。

県として地域間格差を是正していくということは、大きな課題として認識していただいていることと思います。特に、東紀州地域については、県として特別な対策を実施しています。が、県内を見渡しますと、その東紀州と伊勢、松阪の間にも落ち込んでいる地域があるんです。

まず、人口の面と財政の面からデータを確認していくことで、このことを明らかにしたいと思います。それらのデータのうち、人口面のデータとして、人口減少率、次に、65歳以上の老年人口割合、そして、三つ目、出生率についてお伺いします。そして、財政面のデータとしましては、財政力指数を取り上げたいと思います。以上のデータを、県内にある29の市や町のうち悪いほうから1位、2位、3位、つまりワーストスリーをお答えいただきたいと思います。お願いします。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

○政策部理事（梶田郁郎） 奥伊勢・南伊勢地域の現状について御答弁申し上げます。

地域の現状を示します指標につきましては、まず人口ですが、平成2年を基準に100としました場合、平成21年の人口増減率の推計では、県平均の103.91に対しまして、減少率の高い団体から、1位が南伊勢町で72.64、2位が尾鷲市で75.6、3位が熊野市で76.46となっております。

次に、高齢者の人口割合でございますが、平成21年の65歳以上の老年人口割合の推計では、県平均の23.7%に対しまして、老年人口割合の高い団体から、1位が南伊勢町で42.8%、2位が大紀町で39.4%、3位が紀北町で37.7%となっております。

一方、平成20年度の人口1000人当たりの出生率でございますが、県平均8.6人に対しまして、出生率の低い団体から、1位が南伊勢町で3.7人、2位が熊野市で4.6人、3位が大紀町で5.0人となっております。

最後に、市町の財政力を示します平成21年度の財政力指数ですが、県平均の0.684に対しまして、指数の低いほうから、1位が大紀町で0.218、2位が南伊勢町で0.250、3位が御浜町で0.275となっております。

いずれの指標にも奥伊勢、南伊勢地域の町は高順位に含まれておりまして、当地域の厳しい状況を反映したものとなっているということでございます。

以上でございます。

〔6番 村林 聡議員登壇〕

○6番（村林 聡） お答えいただきました。ありがとうございます。

人口減少率はちょっと自分の手元のデータとは違ったんですけども、今のお答で、ワーストの3位以内に大紀町とか南伊勢町がよく挙がってきたと。東紀州の市や町に加えて、奥伊勢・南伊勢地域というのは非常に厳しい状況にあるということが確認できたと思います。ありがとうございます。

確認できましたところで、次に、それらの地域に光を当てた政策という項目に入っていきたいと思います。

三重県の南のほう、特に東紀州地域というのは厳しいわけですが、県として、そこには東紀州対策局という部署を設けて光を当てていただいております。大変ありがたいことであり、その活動の成果というものは出てきていると考えております。

一方で、今確認しましたとおり、県内を見渡しますと、奥伊勢・南伊勢地域というのも非常に落ち込んでいると。人口面のデータでは、県内にある29の市や町で最悪に近いと言えます。財政力の弱さについても、県内で悪いほうから数えて1位と2位ですから、改善しよう、何とかしようとして地域が自主的に頑張っているのでありますけれども、そこには限界があるということです。

そこで、以上のことから知事にお伺いします。

奥伊勢・南伊勢地域というのは特別な支援が必要な地域であると思いますが、いかがでしょうか。そして、県として、どう光を当てていくのでしょうか、御答弁をよろしく願いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 奥伊勢・南伊勢の地域でございますけれども、これは、海、山など大変豊かな自然環境に恵まれておるところでございます。しかし、先ほど、数値のお尋ねがあつて、お答えしておるところでありますけれども、都市部からも遠距離に位置しておる、また、その多くが過疎地域として指定をされております。人口減少、あるいは高齢化の進展等、先ほどの数字のとおりでございます、地域の活力の低下が懸念をされておるところでございます。

県におきましては、これまで、地域の実情に即した形での地域課題の解決に向けて取り組んでおるところでございます。特に、県と市町の地域づくり連携・協働協議会を設置しておりまして、各種の支援制度も活用しながら特色ある地域づくりの支援に取り組んでおるところでございます。

それから、今年4月に過疎地域自立促進特別措置法が延長されたことから、大台町、大紀町、南伊勢町、これらを含みます過疎地域に対しまして、県としては引き続き、総合的な過疎対策を講じていくこととしております。そして、現在、三重県過疎地域自立促進方針というのを検討、協議しておりまして、あわせて、それに基づく三重県の計画、これを策定していこうというところでございます。これにつきましては、それがまとまりました段階で、また県議会のほうにもお示しをさせていただきたいと、こう思います。

今後の取組のことでございますが、県におきましては、今後、人口減少、高齢化等に対応するため、特にコミュニティーの維持、再生、あるいは地域の魅力、価値を高める地域づくりについて取り組んでいく必要があると認識をいたしておるところでございます。今後とも、市町が自主性あるいは自立性を確保しまして、効率的で効果的な行財政運営が行えるよう支援をいたしますとともに、地域の特色を生かした地域づくりの推進に向けまして、県の

役割を果たしていきたいと、こう考えておるところでございます。

〔6番 村林 聡議員登壇〕

○6番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

三重県過疎地域自立促進方針というものを今策定中ということで、御答弁いただきました。ありがとうございます。ぜひ、それに期待いたしますので、しっかり取り組んでいていただきたいと、そのようお願い申し上げます。

農山漁村というのは、自分が住んでおりますと、非常に高齢化が進んでいまして、非常に厳しいなど。第一次産業の比率が非常に高く、最初に確認したデータ以上に、あるときに一気にがくっと社会を維持できないような状況が一挙に来るのではないかと、そんな心配もしておるところです。今そういう三重県過疎地域自立促進方針というものをつくってもらえるということですけども、今度の第三次戦略計画の中なんかにも、きちんと位置づけて明記してあってほしいなということを要望させていただきます。ありがとうございます。

では、次の項目へ移りたいと思います。

次は、救急車の到着目標時間という項目です。

医療については医師不足が大きな問題となっています。しかしながら、医者を十分に増やすまでには10年くらいはかかってしまうんじゃないでしょうか。そこで、私は、救急の面から取り組んでいくことで、少しでも県民の安全・安心を高めることができないかという、そういう問題意識を持ってきました。

救急の問題では、病院に収容されるまでの時間を短縮するということが大きな課題になっています。そこは現在、救急搬送や受け入れの実施基準の策定に取り組んでもらっているところでありまして、早期の策定を期待しております。よろしくをお願いします。

実際に地域に住んでいて、救急車で運ばれた自分の経験からしますと、病院の受け入れ体制とはもう一つ別の問題として、救急車が現場へ到着するまでの時間というのにも大きな課題があると、そういうふうに考えています。

よく私たち議員は、救急車の県内平均の到着時間が6分であるとか7分であるとか、そういう説明を受けさせていただきます。が、すべてそういう時間で到着しているわけではないですよ。交通事情でありますとか、純粋に消防署からの距離が問題で、非常に差があるところもあると思うんです。例えば私の住んでいるところは、どんなに救急車が順調に走っても20分はかかります。

ですもので、当選後、初めてここで一般質問させてもらったときに、私はそういうような地域で、脳や心臓といった病気で倒れたときには手遅れになってしまうんじゃないかと。そういう地域に何らかの手当てをするべきではないか。例えばそれは、AEDを置くことができれば、そういう心臓の病気なんかのとき、そういう地域をカバーできるのではないのでしょうかということを申し上げました。しかし、余り、そのときにはよい御答弁はもらえなかったわけです。

助かる命を助けるためには、本来、救急車は何分以内で到着するべきなのでしょうか。そのための目標時間を設定してもらえないでしょうか。誤解のないように申し上げますが、これは何もその時間内に着かないからといって、現場とかそのほかのだれかを責めると、そういうことではありません。この目標時間を設定することで、どうやってもその時間内で着かない地域というものはっきりさせるというのが目的です。そういう地域というのは、救急の弱い地域なんですから、何らかの手当てをしなければなりませんねという議論を始めるための指標になると思うんです。その手当てというのは、今申し上げたようなAEDということもあるでしょうし、あるいは、ドクターヘリの議論が始まっておりますから、そのためのヘリポートをどこに置いたらいいのかといった指標にもなると思います。

防災危機管理部、救急車の到着目標時間の設定について御答弁をよろしくお願ひします。

〔東地隆司防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（東地隆司） それでは、救急車の到着時間についてお答

えをさせていただきます。

救急車が通報を受けてから現場に到着するまでの時間は、平成20年で県平均7.6分を要しております。それから消防本部、それから地域ごとに差はあることも事実でございます。また、医療機関への収容時間と同じように年々増加傾向にあります。こうした中消防本部では、救急車の適正利用の推進、それから高機能指令台の導入、一番大きいのは、救急隊数の増数によって現場到着時間の短縮に向けた取組を行っているところであり、その一つとして救急搬送時間の目標を掲げている消防本部もあります。また、ちょっと視点は違いますが、特に救命率向上に向けて、救急救命士の増員や、それから救急車の高規格化など、救急業務の高度化にも努めております。

それで、救急搬送時間の目標を設定するということですが、このことにつきましては、各市町及び消防本部が、地域の実情を踏まえて取り組むべきものと考えておりますけれども、救急搬送は、県民の生命の安全、それから安心して直結する最重要課題であると認識しておりますので、県としましても、今後とも、現場到着時間の目標、それから、救急車の到着に時間を要する地域の対応を含めて、迅速かつ適切な救急搬送の確保に向けて、市町に対して話し合いを含めまして、積極的な支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 村林 聡議員登壇〕

○6番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

目標を掲げている消防本部もあるということですが、ぜひ県内全体で、一つの命ですから差はないはずなので、望ましい時間というのがあると思うので、そういうような目標を立ててほしいということなんです。市や町と話し合って積極的な支援をしていくとおっしゃられておりましたので、新しい時代の公という知事の政治姿勢からしますと、やはり県と市や町が話し合って努力していく目標というのはあっていいと思うんです。県と市や町でしっかり話し合って、共同目標ということで掲げていくというようなことを

お願いしたいと思います。

各消防本部によって大分差があるというようなことでしたけれども、昨年度、防災のほうの委員会に属させていただきまして、室長なんかとも非常にいろいろお話をさせてもらう中で三つ、現場を見に行ってきました。ちょっと話をしっかり聞いてきたほうがいいんじゃないかということになりましたもので。一番身近なところを三つ行きましたので、恐らく県内の中でも結構厳しいところを三つ訪ねたと思うんですけども、そこで、現場の人たちに、僕はこういうふうなことを思うておるんですよと、今こういう救急の目標をつくって、県内一本の目標というのをつくってみたいと思うんですけど、それは皆さんを責めるためにつくるんじゃないんですと、この地域が救急が弱いということをはっきりさせて、そのために皆さんの支援をするための目標としてつくりたいと思うんですけど御迷惑でしょうかというように伺いましたら、三つとも、そんなことないよと、そこまで考えてくれるのかいという感じの御返答でしたので、ぜひ、綿密に今、市や町と話し合うということでしたので、しっかり話し合っ、県内格差を縮めるための目標ですから、県がそうやってある程度リーダーシップをとってやっていただきたいと、そのように強く御要望申し上げます。

では、次の項目に参りたいと思います。

3番目の県単補助金の使い切り予算の改革ということです。

この質問をしようと思ったきっかけはごく素朴なものです。あるとき、補助金を使い切らずに、努力や工夫して節約できたら、半分は返すとして、そのもう半分は自由に使わせてくれよと。そういうことじゃないと、積極的に無駄を省こうとはせんわなと度会町である議員から言われたからなんですわね。

三重県というところは、全国に先駆けて部局の予算配分の改革をしたと、そのようにお聞きしています。予算の使い切りをやめて、残す制度をつくろうと。残した半分は予算査定をせずに、その部局で使えるようにすると、そういう改革をなさったんだと、そういうふう聞いています。これはすばらしいことだと思います。財政当局の功績であると高く評価したいと思います。

ちなみに、そのときには、現の南伊勢町長の小山さんが中心的に活躍されたというようなことも伺っているところです。

そこで、お尋ねします。

県庁内の予算配分で行われた改革を、県と市や町との間にも広げることができないでしょうか。県単補助金について、市や町の創意工夫により残した経費については、市や町の裁量で使えるような仕組みはできないでしょうか。県のお金だからといって使い切ってしまうのではなく、地域での創意工夫によって使い残すことが望ましい、そういう意識改革をすることで、地域の知恵や工夫を引き出すという効果が期待できると考えますが、いかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 県単補助金の使い切り予算について御答弁させていただきます。

県が独自に市町へ補助をしております経費につきましては、県が特定の行政目的を達成するために交付しておりますものでございまして、その執行に当たりましては、最小の経費で最大の効果を上げることが求められております。また、県補助金等交付規則や交付要綱などに基づきまして、その補助目的以外に使うことは認められておらず、市町が事業を完了し、不用となりました補助金は返還していただくこととなっております。

県としては、今後とも、市町が主体的に創意工夫をされ、効果的、効率的に執行できたすぐれた事例などを積極的に情報共有を図るとともに、補助金に係ります市町のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 村林 聡議員登壇〕

○6番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

市や町のニーズを把握してやっていてもらえるということもおっしゃっておられましたけど、非常に前半部分でルールということをおっしゃられたかなど。県のルールですから、県が変えれば、そのルールというのは

変えることができるんじゃないかなと、そういう意味で県単補助金ということで申し上げたんです。補助金のことを、自分たちのお金でなくて、例えば、町の側から見ると、国や県から来たお金だと思ってしまうということに使い切ってしまうとか、そういった気持ちがあるんじゃないかなと。そういう気持ちがあるうちは財政再建というのは難しいんじゃないかなと。

私は、これからの時代には、今のような発想の転換が必要だと考えています。こういう財政の厳しい時代ですから、考え方を切りかえていくべきです。技術的なことについては私はよくわかりませんが、地域での知恵や工夫を引き出していくというような意識改革、あるいは、大事な税金を大事に使っていかうという、そういう仕組みについては、ぜひともこれからも研究していただきたいと思います、そのように要望いたします。よろしくお願いいたします。

では、次の漁業の後継者問題に移りたいと思います。

三重県の漁業者で65歳以上の占める割合は47.1%です。全国平均は34.2%ですから、10%以上、三重県のほうが高齢化が進んでいます。65歳以上の方が約半分みえるということは、あと10年で三重県の漁業者はひょっとしたら半分になってしまうんじゃないかと。このままでは三重県漁業が消滅してしまうのではないかと、そういう危機感を持っています。

日ごろ漁師さんたちに接する中でも、高齢化しているなということを実感します。身近なところでは、私をエビ網に連れて行ってくれた親戚のおじさんが漁師を引退しました。おじさんがエビ網をしているのを見ていて思ったんですけど、何気なくやっている網の繕いとか、あるいは、お手伝いで来てくれるおばさんたちが手際よくやっている網のごみを外すような、そんなのの一つとっても、急にやれと言われてできるものじゃないんじゃないかなと。都会の若者はもちろんできないでしょうし、漁村生まれの若者でもどれぐらいできるものなんでしょうか。こういう技術の伝承というものも危機にさらされていると感じています。今すぐ若者が漁業に就業したとしても、そういった技術を覚えて一人前になるまでには何年もかかるのに、向こう10年で漁

師さんは半分になってしまいます。これはもう、漁業の後継者問題は、今すぐ全力でやらないと手遅れになってしまう問題だということです。

ところが、この間お示しいただいた農林水産支援センターの主な事業予定に、水産という文字が一つも入っていないんですね。先ほどからの御質問等とかでもいろいろやってもらってはいるようなんですけども、しかし、その姿勢としてどれぐらい真剣にやってもらっておるのかなと不安になったりもします。

この問題を解決していくためには、まず、今ある漁業が輝けるものになる必要があると思います。漁業が輝かない限りは、後継者のなり手があるはずがないからです。現在起きている、漁業では食べていけない、だから、なり手がいないという、この悪循環を、漁業者が食べていける、もうかる漁業、だから、魅力があるんだと、そういう好循環に変えていってもらいたいと思っています。県においては、10年先を見据えた三重県漁業のビジョンをつくっていってもらっているということですけども、ここはそれにも関係してくる部分だと思います。収益を上げていくために、あるいは、担い手を増やしていくためにどのように取り組んでいこうとしているのかお聞かせ願います。

質問はもう1点あります。

担い手を早急に増やしていくためのいろいろな具体的施策を実行していくためには、漁協の役割というのは大きいと思われます。例えば合併した漁協もありますが、合併はゴールではなく、合併したことを生かして先進的な取組へと新たな一步を踏み出してもらわなければなりません。それらを含めて、各県内の漁協に対して、本来の役割を果たしてもらおうようにするためには、県としてどういった支援をしていくべきとお考えでしょうか。この2点、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 漁業の後継者問題で2点お尋ねいただきましたのでお答えいたしたいと思います。

三重県漁業を取り巻く現状は、漁業生産量の減少、漁場環境の悪化、魚価の低迷、魚離れに代表される消費の低迷など、非常に厳しくなっております。また、昭和58年に2万2000人を超えていた漁業就業者数は、平成20年には9947人と半数以下になるとともに、高齢化が進展しており、後継者の確保が大きな課題となっております。

このような状況を打破していくためには、消費者の視点を持つ安全で安心な水産物の安定的な提供、経営の視点を持つ漁業経営体の育成や、地域の自立の視点を持つ漁村づくりに向けた取組を総合的に進める必要がございます。

そこで、将来に希望の持てる三重県水産業の姿を明確にし、県、市町、関係団体がそれを共有した上で、実現に向けて連携して取り組んでいく必要があることから、本県では、おおむね10年先を見据え、中長期的な視点に立つ水産業・漁村振興ビジョンを策定することとしております。

この中で、漁業者自らが経営力を持ち、他産業との連携や付加価値の向上等により、将来にわたって水産物を安定的に提供するとともに、生計を営むに足る収益を安定的に確保できる漁業を構築することなどの検討を通じまして、後継者の確保について考えてまいりたいと思っております。

さらに、漁業後継者の確保や育成を実効性のあるものとするためには、合併漁協の機能を十分に発揮させることが重要であることから、合併のメリットである広域的なネットワークを活用し、新たに就業相談や中古漁船、網、漁具のあっせんなど、ワンストップで後継者へ支援できるよう、合併漁協の早期自立を支援してまいります。

〔6番 村林 聡議員登壇〕

○6番（村林 聡） もう少し再質問というか、もう少し答えてもらえるんじゃないかなというような、いろいろ取り組んでもらっておるというようには伺っておりますので、例えば、収益を安定させるためには、きちんと基盤となる一つの漁業の業種といたしますか、例えばそれは定置網であったり、アオサであったり、そういうノリであったり、というのをを持った上で別のものをやるという多角経営というような話とか、あるいは、漁船シェアリングとか、

共同（ともどう）とか、あるいは、農商工連携というものがありますが、手つかずの部分として水商工連携というような部分もあると、そういうことも伺っておるんですけど、もうちょっと恐らくいろいろやりたいと思っておられると思いますので、その辺を詳しくお聞かせいただければと思います。お願いします。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 収益性の向上については様々な取組をやっておりまして、例えば、意欲ある漁業者グループが養殖マダイを活用され、例えば西京漬けであるとか、薫製という、いわゆる6次産業的な新たな製品づくりで高付加価値を図るような取組もございますし、それから、青年漁業者等が実施されております新しいカキ類、イワガキとか、そういうものの導入試験などについてコスト低減を図るための支援なども行ってございまして、水産業自身の多様化、それから水産業の高度化という取組の支援なんかも進めながら、もうかる漁業、議員おっしゃるような中で、後継者の確保につなげていくように努力してまいりたいと思っております。

〔6番 村林 聡議員登壇〕

○6番（村林 聡） もうかる漁業ということで、タイの西京漬けや薫製というのは、南伊勢町の迫間浦でやっておることですので、ありがとうございます。今言ったような部分と、あと、ワンストップでやられるという後継者の支援ということをおっしゃられましたけど、今ちらっと共同というお話をさせてもらいましたけど、そういう急に漁業についていきなり自分でやっていくんじゃなくて、親方みたいなものについてやっていくという漁村の昔からのやり方もあるようです。そういうような部分をぜひ。漁村のコミュニティーとして非常に重要だと思うんですね。そうやって助け合う、そういうことによって開かれた漁村というものができて、閉鎖的な漁村から開かれた漁村へ踏み出せると思うんですね。そういったこともぜひ念頭に置きながら、漁協とも協働しながら進めていっていただきたいと御要望して、次の項へまいりたいと思います。

では、生物多様性と獣害についてという項目です。

まだ僕が県議会議員になる前からの話になるんですけど、あちこちで獣害がひどいというお話は聞いていました。ですもので、行った先々で、いつぐらいからひどくなってきたんですかというふうに伺うと、その当時の話ですけど、15年くらい前からで、それ以前というのは余りなかったよというようなことでした。ですもので、刑事ドラマの聞き込みじゃないですけど、じゃ、そのころからほかに何か変わったことはありませんでしたかとか、どんなささいなことでも結構ですというような感じで聞いて回っていましたら、そういえば、昔はキツネがよくいたなど。夜になると田んぼでよく鳴いていたけど、最近は全然聞かなくなったなどというような話を聞きました。へーと思ひまして、今度は、度会町、大紀町などあちこちで、キツネが減ったと思ひますかと、雑談のついでなんか聞いて回りました。そうすると、大概みな、減ったと言うんですね。そういえば、タヌキはよく見かけるけど、キツネは見ないなどというように。そこで、何で減ったんですかねと今度は質問してみると、何人かが、毛の抜けたキツネを見た。はげ病とか言いますね。毛が抜けてやせ細ったのしか見ないとか、何かの病気がはやったんじゃないかというように教えてくれました。そのうちに、さらに驚くべきことを教えてくれる人たちもあらわれました。キツネがシカ、猿、イノシシの子どもを襲って食べておると言うんですね。ビンゴ、犯人はおまえだという気分やったんですけど、そうやって周囲の人に言って回っても、今度は余り皆さん興味を示してくれないんですね。あれっ、僕の勘違いかなと思ひながら何年かたったんです。そうしているうちに、県議会議員になって獣害対策に一生懸命取り組んでおったんですけども、あるとき、「一生懸命獣害対策やっておるみたいやけど、あんた、キツネについてどう思うんな」と大紀町の方から言われたんです。ああ、やっぱりと、そう思ひますかというような感じで、全く別々に私と同じ結論に達した方がおったんです。ということで、私は獣害とキツネの減少には関係があるはずだと、そういうふうに考えています。

まず、キツネが本当に減っているかです。キツネは狩猟対象の動物なので、捕獲状況がわかります。それを見てもみると、全国で平成10年度が6104頭、

それが平成18年度には2489頭と、3分の1とまではいかないまでも半分以下に減っています。三重県は、平成10年度が52頭だったものが、平成18年度には1頭です。たった1頭です。平成14年度以降、18年度まで1頭、6頭、1頭、2頭、1頭となっています。狩猟のデータで頭数が減ったか増えたかというのを見るのは比較的普通の方法なようなので、減った裏づけになると、そういうふうに思います。

次に、毛の抜ける病気のことですけれども、これは県の方に教えてもらったんですが、これはカイセン病というそうです。これはヒゼンダニという小さなダニが原因で起こる皮膚病で、重症化すると体や尾の毛が抜けて、顔面に寄生したりすると目があかなくなったりもするため、えさがとれなくなってやせ衰えて死んでしまいます。体を接触したり、同じ寝床を使うことで感染するので、親子の中に1頭でもカイセン病の個体があると、家族中で感染してしまうようです。

そして、獣害との相関関係ですが、これはまだ本当のところはわかりません。しかし、大学の先生などに会ったときに雑談の中でこの話をしてみると、「関係はあると思うよ」とか、「そういえば、キツネが多い年にはイノシシが不猟だということを猟師さんから聞いたことがある」というようなことをおっしゃった先生もいました。

自分なりに考えてみますと、キツネというのは里の生き物です。人間の身近なところで生活をしていたわけです。その里へ、シカ、猿、イノシシがえさを食べに来たとしますと、逆に、連れてきた子どもがキツネに食べられてしまうかもしれないと、そういう危険がある。子連れで来たときには、人里というのは余り居心地のよい場所ではなくなるんじゃないかと思います。シカ、猿、イノシシにとって、キツネは子どもを食べる準天敵と言えます。すると、人里においてくるときには、大きな一つの障害となっていたのではないのでしょうか。とすれば、キツネを保護することで、獣害対策になるのではないのでしょうか。

例えば獣害対策の一つに、モンキードックというものがあります。あれは、

人間が犬を連れて行って、それで、放して、わーっと走って追い払いをしてくるというものです。人間がいちいち連れていかなければなりませんし、犬は追い駆けていだけで、シカ、猿、イノシシを食べません。それでも効果があると言われてます。それならば、人間がついていなくても勝手に活動していて、場合によっては子どもをとって食べてしまうキツネは、もっと効果があるはずではないか、そのように推測しています。

そこでお伺いします。

キツネのような身近だった生き物がなくなっていったときには、生態系、つまり、私たちの生きる環境に大きな影響を与えるものと考えています。県は、キツネの住める環境づくりについてどのようなお考えをお持ちでしょうか、御答弁をよろしくお願ひいたします。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰己清和） シカと、天敵となるキツネも住める里山づくりということですが、まず、里山のところを少し古いタームで振り返ってみますと、かつて里山はまきや炭などの燃料を得るための循環利用、このようなことに利用されてまいりまして、薪炭林だとか良好な環境づくりをつくってまいりました。そこにはキツネやタヌキ等の動物をはじめ、鳥、昆虫類、それから、爬虫類など様々な生物が生息して豊かな生態系を形成してきたと思います。しかし、開発が進むとともに、暮らしの中に石油やガスが浸透してまいりまして、私たちと里山とのかかわりが薄くなった。これによりまして里山は大きく今変化してきたというふうに思っています。

それから、キツネの減少とシカの増加の因果関係、ちょっと私も調べてみましたら、いろんな説があるようでございますが、議員御指摘のとおり、近年、ニホンジカやイノシシの被害が増加する一方で、キツネや、タヌキの捕獲数は減少しております。その個体数もそれによりまして減少しているものというふうに見込んでおります。

里山づくりという点でございますが、三重県では、生物多様性の保全を目的といたしまして、県民の自主的な活動を促進するというので、里地里山

保全活動計画、これを認定する制度をつくってございまして、今32団体が計画をつくっていただいておりますが、それに対する活動支援を今、里山のほうでは行っているところでございます。

それから、今年の10月に名古屋のほうで、生物多様性条約締約国会議、いわゆるCOP10、これが開催されまして、生物多様性に係ります様々な議論が展開されるというふうに思っておりますが、この会議のほうへ国ではいろんな提案をするらしいんですが、SATOYAMAイニシアティブというものを提案いたしまして、科学的な知見を入れながら、日本の里山を世界へ発信し、里山再興のための行動計画を立案していくということを聞いておるわけでございます。

今、生物多様性の議論が高まっておりますので、そうしたイニシアティブの中で、里山をテーマにした事例研究というのは、これからいろいろ出てくるのではないかと。あるいは、そういうようなことを見ながら、したがって、そういう点を、短期的には、個体調整というのは獣害対策とあると思うんですが、中長期的な観点から、里山の持続可能な利用と豊かな生態系の再生とを合わせて、キツネも住める里山づくりなどについてもよく調べていきたいと、このように考えております。

〔6番 村林 聡議員登壇〕

○6番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

SATOYAMAイニシアティブとか、里山の事例研究とか、中長期的に里山をというような御答弁をいただいて、里山の整備はぜひともやっていただきたいと思います。これは一つ、キツネだけのことではなくて、いろんな生き物、おっしゃられましたけれども、そういう里山というものが重要な役割を果たしていたと。聞くところによりますと、そもそもシカの獣害が始まったのも里山が荒れたからだというような、これも一つの説でありましょうけれども、そんなお話も聞きます。人間がそうやって薪炭林として切るので、その新芽をシカはえさとして食べていたんだと。ところが、人間が切らなくなったので、その新芽がないので嫌々ながらもうちよっと足を伸ば

して何か農作物を食べてみたら、もっとおいしかったみたい、そんなお話も聞いたりします。里山というものを整備していくということですので、やっていただきたいと思います。シカとの相関関係にいろんな説があるというようなお話でしたけれども、また、ぜひ、どういう説があるのかなんも僕もちょっと研究したいので教えていただければというようなことも思います。

タヌキも減っているということでしたけれども、カイセン病はキツネだけの病気じゃないんですね。タヌキもかかります。犬もかかります。聞くと、ころによると、アライグマもかかるとか。それもダニが原因ですから。ほうっておいたら本当はそんなによくないと思うんですけども、例えば傷病動物として捕まえたときに、こういった動物がもしもカイセン病にかかっていたら、治療するとかの手立てが必要だというように感じます。ただ単に山に帰していいものかどうかというようなことですね。そういうようなカイセン病というものを研究するなど、キツネがこれ以上減らないようにしてほしいと要望したいと思います。

中長期的には里山で、短期的にはそういう生物の個体数と言われましたけれども、長い目で見るとキツネが回復してくるということであればいいんですが、もともと非常に大きかった生態系のピースが一気になくなって、なくなったままということになりますと、中長期的に見ても非常に厳しいことになると思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいかと思ひます。

10月に名古屋でCPO10、生物多様性条約締約国会議が開かれることになって、そういう生物多様性に関心は今集まっているところですけど、今るる申し上げたようなキツネと獣害というのは、そういう生物の多様性を守ることの大切さを示しているように思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の項の6番、県立博物館と県立美術館と地域についてというほうへ移らせてもらいたいと思ひます。

地域巡回などについてということ。

新しい県立博物館は完成予想図やフロアの配置図なども示されて、具体的

になってきました。新しい県立博物館は津市にできるものですが、県内全体にインパクトあるものにする必要があります。それができるかどうか、県立として成功するかどうかと言えるかどうかのかぎになるかと考えます。これは既にある県立美術館についても同じことが言えます。津市にあるものですが、県内全体にどう影響を広げていくのが大切です。

知の拠点ということですから、県内各地にある博物館と連携して、地域での展示をしてはどうでしょうか。例えば、私の住んでいる南伊勢町には愛洲の館というところがあります。ここは陰流の開祖である愛洲移香斎の生まれた土地、日本剣道のふるさととして、そうしたゆかりのものを展示しています。県の収蔵品にそうした関連のものを貸し出してもらおうということもよいでしょうし、また、礪浦の古墳から非常に貴重な出土品があって、そういうのも展示してありますから、逆に、県がそれを借りて展示するというのも意味のあることだと思います。県立美術館については、伊勢現代美術館で巡回展示するなどとか、そういうことはいかがでしょうか。今のはただ一例です。県内の29ある市や町でそれぞれ1カ所ずつぐらいは、それぞれそうした身近な展示をするということで、特に津市から遠い地域の文化力に貢献することができると考えます。

もう一方、県立博物館や県立美術館へ行く機会をつくることも大事なことです。特に小学校、中学校、高校の教育プログラムに組み込む必要があると考えています。その際には、地域の文化財が県立展示のものとなつがっているということを実感できるようなプログラム上の工夫があればなおよいのではないのでしょうか。そうすれば、地域の巡回展示と相まって、地域の文化が県域の文化へとつながりを持っているということを理解できて、広域的な文化力をはぐくむことができるように思います。

以上のような工夫をすることで、多額の財源をかける新しい県立博物館、そして、既設ではありますけれども県立美術館が、知事のおっしゃる文化力とよりよく結びつくと考えますが、御所見はいかがでしょう。御答弁をよろしくお願いします。

〔山口和夫生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（山口和夫） 私から、移動展示等につきまして御答弁申し上げます。

県立博物館や県立美術館が県内全域の児童・生徒にとって利用しやすく、身近なものとなりますように、これまで工夫しながら取組を進めてきたところでございます。

例えば、県立博物館では、平成18年度に移動展示を開始し、この4年間、「化石が語る太古の三重」、「三重のおもちゃたち」など幅広いテーマによりまして、延べ20カ所で移動展示を行ってまいりました。ちなみに、南伊勢町では、平成19年度に南伊勢町ふれあいセンターなんとうで開催をいたしております。

また、県立美術館では、より多くの方々に本物の美術に触れていただけるよう、公共的施設での移動展示を行っております。昨年度は菰野町立図書館、熊野市文化交流センター及び県営サンアリーナの3カ所での移動展示を行うとともに、より作品を理解していただけるよう、学芸員が作品の解説を行うギャラリートークもあわせて行ったところでございます。

このような移動展示などの取組を行いつつ、新県立博物館の開館に向けましては、地域の博物館や資料館などと連携した出前教室、子ども向けイベントなど多様な方法を工夫して、広く博物館の楽しさを知っていただけるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えております。あわせて、市町などの関係機関、地域の団体とも情報を共有しまして、協働して、地域の博物館や新県立博物館の魅力を発信していきたいと考えております。

また、県立博物館や美術館の所蔵品は県民の財産でありますので、県内各地域で鑑賞していただく機会を提供することは重要であると考えております。今後とも、より多くの方々に親しんでいただき、また子どもたちの身近な場所となりますように、移動展示等につきまして幅広く意見を伺いながら取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 教育委員会としての取組でございます。

子どもたちが直接、美術館、博物館に出かけまして芸術鑑賞をするなど、本物の文化体験活動を行うことは豊かな情操をはぐくむ上で非常に大切なことと考えております。

学校におきましては、本物の文化や芸術に出会う機会の充実を図るために、授業の一環といたしまして美術館や斎宮歴史博物館を見学するところがございます。また、美術館の移動展示や博物館の学芸員による出前授業を利用しているところもございます。

県教育委員会といたしましては、新県立博物館や美術館と連携いたしまして、子どもたちが本物の文化と出会う機会を一層増やすために積極的な利用が進むよう、市町教育委員会等と情報提供をより一層進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 村林 聡議員登壇〕

○6番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

非常にいろいろ取り組んでいただいておりますね。今さらに申し上げたような点も含めて広げていただければ非常にありがたいと、そのように思います。ぜひそういう方向で進めていってもらえればと、よろしくお願い申し上げます。

例えば、そういう大規模なことでも、多分、美術館とかの収蔵品で、非常にふだんは展示しないような、収蔵だけされておるようなものとかもあると思うんですね。そういうものも身近に触れるような機会というものがあると、ああ、やっぱりこういうものを見たから本館に行ってみたいなというような気持ちになるということもあるんじゃないかなと思います。また、そういうこともあると思いますので、その方向でぜひともよろしくお願い致します。

では、次の項目に行きます。

地域まるごと博物館ということ。

農山漁村や農林水産業は教育力を持っていると言われます。農山漁村の子どもたちにとって県立博物館の展示物に触れるということは大切なことですが、都市部の子どもたちにとって、農山漁村に触れる機会を持つということは非常に大切なことだろうと考えています。

都市部の生活は、ますます自然と切り離されていっています。子どもたちが外へ出て遊ぶことは少なくなっていますし、都市近郊に出ても、昔ながらののどかな風景に触れることは難しくなっています。人工的な環境の中で、自分たちの食べているものがどこから来ているのかもわからなくなり、他の命をいただいて生きているという、そういう実感もなくなっているのではないのでしょうか。今のそういう食べ物というのが、どういった生活や文化の営みの中で生産されているのか、それを理解するというのも非常に意味のあることだと思います。これが恐らく知事のおっしゃっている文化力ということやと思うんですが。

人間の生きることの根底にある、こういうことがわからなくなってしまうと、人格形成にも悪い影響を与えてしまいます。子どもたちの発達段階に応じて、農山漁村を丸ごと体験できるように取り組んでほしいと思います。そして、受け入れ側の農山漁村のほうにも、プログラムの開発やインストラクターの養成が必要だと考えますが、県はいかがお考えでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 農山漁村の受け入れ体制でございますが、これまでもグリーンツーリズムインストラクターを養成したり、長期宿泊体験プログラムを備えた受け入れモデル地区の整備や、様々な体験ができる施設整備を支援しておるところでございます。また、21年度からは、農山漁村の資源を活用したツーリズムプログラム等を提供できる人材の育成を進めておるところでございます。

今後、こうした取組を引き続いて行うことによりまして、安全・安心で、

ニーズに対応できる多様な農山漁村体験プログラム開発インストラクターの養成施設ネット化を支援して、受け入れ体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

〔6番 村林 聡議員登壇〕

○6番（村林 聡） 教育的な部分ということで教育長さんからいただけるのかなと思っておったものでちょっと。

教育の分野ということも、連れていくということもぜひ取り組んでいってもらいたいと、そのように思います。

また、今いろいろ農水商工部のほうでも受け手側のことをやってもらっておるといことですけれども、例えば、農水商工部のきっかけづくり事業というのは非常にいい事業であるというふうに見せてもらってきているところですが、そういったものの中でもまた取り組んでいけるんじゃないかなと。ですから、送り出し側の教育委員会と受け手側の農水商工部と連携してこれから取り組んでいっていただきたいと、そのようにお願い申し上げます。

いろいろ申し上げましたけれども、要するに、今回、非常に一つのテーマとして言いたかったのは、とにかく住める地域にしたいということであります。三重県内で人の住めない地域があるということをなくしてほしいということを最後に本当に心からお願い申し上げまして、質問を終結いたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（森本繁史） 41番 中村進一議員。

〔41番 中村進一議員登壇・拍手〕

○41番（中村進一） 新政みえの幹事長をしております、伊勢市選出の中村進一であります。平成22年第1回定例会の最後となりましたが、新政みえのトリとして質問をさせていただきます。

私どもの会派、新政みえは、今年の5月12日に会派結成10周年を迎えることができました。これまでお支えいただきました県民の皆様がこの場をおかりいたしまして感謝申し上げますと存じます。また、10周年を記念いたしま

して、5月12日には、前岩手県知事の増田寛也氏をお招きいたしまして、伊勢市の観光文化会館におきまして記念セミナーを開催、また、5月30日には、熊野市で、ゲストに三谷議長をお迎えいたしまして講演会を開催させていただきましたところ、地域の住民の皆さんをはじめ、本当に県下各地から多数御臨席をいただきましたこともお礼を申し上げたいというふうに思います。

この2日間で、新政みえはアンケートをとらせていただきました。県議会活動の何に力を入れるべきかと。これで、まず一つは、県政報告会や座談会の開催をしてほしい。二つには、相談窓口の設置。そして、三つには、議員活動の会派誌等の配付。そして、ホームページやブログの充実。こういう順番であったわけですが、要するに、もっと議員は現場へ出てこいと、そういうことだというふうに思っております。そして、また、県政のどんな分野に対して議会としての意見反映を望んでいるか。一つは、福祉、教育、2番手に医療、3番が農林水産、そして環境、商工業と続くわけがあります。

新政みえは、平素から様々な関係団体の皆さんとの意見交換を始めまして、また、熊野灘沖のフェリー座礁事故の場合、そして、また、宮崎県で発生している口蹄疫への対応、こういったことも県の担当現場へ入らせていただきまして、現場での調査を重視して、知事に対し党派としての提言をさせていただいております。また、課題によりましては、東京へ出向き、三重県出身の国会議員の皆さんや、また、各分野の専門家を交え学習会を開き、現場の声を中央に対し伝える活動も展開しているところでございます。

民主政権も6月4日菅総理が選出されました。国民の大きな期待を背負って再スタートを切ったわけでありまして。三重県からは岡田外務大臣、中井国家公安委員長・拉致問題担当大臣をはじめ、8名の民主党所属の国会議員が引き続き活躍いただくことになっておりまして、私どもも注目をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

知事も、この国のあり方に関する研究会を全国知事会座長として取りまとめられたわけでありまして、新政みえといたしましても、私ども議員が現場

で見て、感じたことを県民目線でしっかりと知事に提言し、そして、また、今後とも真摯な議論をしてみたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

まずは、水力発電事業の譲渡に関してお伺いをいたします。

知事から、6月7日の全員協議会の場で、宮川ダムの水力発電事業を中部電力に譲渡するに当たり、私ども県議会が譲渡条件としていた14項目の条件のうち、11項目につきましては合意ができていますと、そして、残った3項目の条件は合意に至っていないとの報告でありました。

一つは、平成16年の洪水時のように大量の水がダムに流入し、ダムがあふれそうになったときは三浦湾に緊急放流し、下流域の治水対策をするという、この三浦湾への緊急放流事業については、譲渡条件から外すという説明でございました。

あとの2点は、森林環境保全事業と奥伊勢湖環境保全対策事業であります。森林環境保全事業につきましては、三重県が実施する森林環境創造事業に対しまして、企業庁が、水源涵養による保水力の向上や濁水の防止等の効果を期待いたしまして、宮川ダム上流域から三瀬谷ダム上流域までを対象として、毎年約3000万円を負担しているということでございます。奥伊勢湖環境保全対策につきましては、三瀬谷ダムに流れ込むごみや流木の除去を主な目的に、大台町と企業庁で構成する奥伊勢湖環境保全対策協議会を設置して、企業庁として必要な負担金約500万円程度の負担をしてきた事業であります。これらの事業につきましては、発電に直接関係ないとして中部電力側から難色を示されているということでもあります。

この問題を検証するに当たりまして、少し経緯を振り返ってみたいというふうに思います。

私は、水力発電事業を譲渡するに当たり、治水、農業用水、ダム下流の漁業、流量回復など、地域を含めて様々な影響があるとして、地域の課題を熟知しております流域の議員の皆さんと一緒に、宮川プロジェクト会議を設立

しました。そして、幅広い角度で勉強会をしましてまいりました。

その後、これは全県下的な課題として議論すべきということで、平成19年12月に、県議会として、水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議、略称宮川プロジェクト会議ですが、これを組織して、私が座長として、平成20年9月20日まで9カ月、12回にわたって、現地調査、関係者などからの聞き取りを含め詳細な調査を行ってまいりました。

そして、平成20年10月14日、全員協議会の場におきまして、流域の県民の命や生活、環境保全、流量回復などにかかわる14項目の条件を示して提言をさせていただいたわけであります。

私には、このたびの知事の全員協議会での説明は、議会側の提言よりも交渉相手側の条件を重視したように感じられました。水力発電事業を民間に譲渡するということは、県民のかけがえのない大切な財産を手放すということであります。私どもが譲渡に当たって調査し、検討の上挙げた14条件は、県民の生活と命を守る上でぎりぎりの条件であったはずであります。県議会総意の提言であったわけであります。

そこで、お伺いをいたすわけでありますが、譲渡の期限も迫ってきている中で、14項目の条件中3条件が整わないまま契約を結ぶということになりますと、早く売らんがために、県議会の提言した譲渡条件のハードルを下げて、県民の大切な財産を相手の言いなりになって交渉を急いでいるのではないかと懸念されます。原則的には、議会の提言と異なった場合は譲渡をやめるべきだというふうに思いますが、まず、知事の見解をお示しいただきたいと思っております。

次に、譲渡価格と県財政の影響についてお伺いをいたします。

現在交渉中ということでございますので、具体的な数値を示せというような質間はいたしません。しかし、県民の貴重な財産が不透明なまま決められたとしたら、県はもとより、後々、県議会はどんなチェックをしていたのかということになるかというふうに思います。先般、県は、公平性、

透明性を担保できる適正な譲渡価格となるよう中部電力と協議を行うと述べられました。ならば、最低、今ある資産が簿価を下回ることがあってはならないと思いますが、その点はいかがでございましょうか。

合意に至っていない森林環境保全事業と、それから奥伊勢湖環境保全対策につきましても、もし中部電力が拒否したならば、従来電気事業で賄ってきた1年間に3500万円の負担、これを今まで使ったことのない税金の投入ということになってまいります。これでは、何のための譲渡なのかわからなくなってしまう。

既に譲渡を進めるため、中部電力から指摘のあった老朽化した設備の前倒し補修、そして、これから行うPCBを含む大型変圧器5台の取りかえなど多くの資金が収益や内部留保金の取り崩しで賄われていると思われる。その結果、今まで電気事業会計の内部留保金の流れは、(パネルを示す)このように減ってきております。9年間で内部留保金25億400万円の取り崩しであります。原因の第一は、関係がないというわけにはいかないで触れさせてもらいますが、(パネルを示す)RDFの赤字を埋めてきたことだというふうに思います。そして、売らんがために、今すぐに改修しなくてもよいはずの設備も含めて中部電力側から設備の改修を求められているとも聞いております。ということは、さらに内部留保金を崩していくことになります。内部留保もあり、利益を生んできた水力発電事業を譲渡してしまった後は、RDFの赤字補てんも一般会計に重くのしかかってくるのが心配をされます。

そのような中で、暗礁に乗り上げている社会貢献としての1年につき3500万円は、当然譲渡価格に反映させ、極力税負担を避けるべきであります。社会貢献の対価を譲渡価格に積み上げるのか、新たな税の負担とするのか、どのような基準で譲渡価格を決めるのかお示しをいただきたいというふうに思います。1点目の質問は以上であります。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事(野呂昭彦) 後段、譲渡価格についてお尋ねでございました。譲渡価格の算定方法につきましては、平成19年1月24日に、公営企業のあり方検討

委員会から報告書が出されておりまして、その中で、資産の損失とならないよう、事業の価値を算出する必要があり、算出に当たっては、少なくとも現在の企業債等を返還できる水準、あるいは固定資産の簿価、あるいは、固定資産の簿価に将来価格を加算した水準などが考えられるというようなことが示されたところでございます。

そのため、譲渡価格の協議に当たりましては、これらの考え方を踏まえつつ、資産の観点、他県での譲渡事例、それから収益性など、様々な要素を踏まえまして検討する中で中部電力と協議を行っているところでございます。今後の譲渡価格の交渉に当たりましては、これは双方が対外的に説明責任を果たし、公平性、透明性を担保できる適切な譲渡価格となるよう、協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、森林環境保全事業、それから、奥伊勢湖環境保全対策につきましては、地元大台町にとりまして大切な事業であると考えておりますことから、中部電力と協議を行っていく中で、譲渡後においても確実に事業の継続が行えるような方策を検討していきたいと考えております。

残余につきましては担当部長からお答えいたします。

〔高杉晴文企業庁長登壇〕

○企業庁長（高杉晴文） それでは、私のほうから、宮川プロジェクト会議の御提言への対応につきましてお答えを申し上げます。

水力発電事業の譲渡につきましては、県議会の宮川プロジェクト会議からいただきました御提言や、地元の御要望を重く受けとめ、未解決となっております三つの課題につきましても、中部電力に対しまして発電事業者が取り組む地域貢献としてその趣旨を伝え、実施について強く求めてきたところでございます。

しかしながら、緊急発電放流につきましては、中部電力は、緊急発電放流の効果は限定的であることや、治水対策として必要であるならば行政の役割であること、また、高濁水により宮川第一及び第二発電所の発電設備が破損するリスクはゼロでないことを理由に、受け入れられないとの見解を一貫し

て示しております。

緊急発電放流の効果が限定的であるという見解につきましては、洪水時の流入量に比べると緊急発電放流量によって減じられる量は少ないことから一定の理解をすることもできます。一方、事前放流の実施や宮川ダム操作規則の変更により、平成16年の台風と同規模の出水に対しましてもダムの洪水調節機能は維持されるものと考えております。

また、地元の方々に対しましては、不安を与えることがあってはなりませんので、宮川ダムの治水機能の強化につきまして地元説明会を開催し、御理解いただけるよう十分説明してまいりたいと考えております。

こうしましたことから、緊急発電放流を譲渡条件としないことにつきまして御理解を賜りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

また、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策につきましては、先ほど知事からお答えしましたように、譲渡後におきましても確実に事業の継続が行えるような方策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

[41番 中村進一議員登壇]

○41番（中村進一） 御答弁をいただきましたけれども、一つは、引き続き、森林環境については地元の皆さんの意向に沿うように何らかの形でやるということですが、私が聞いたかったのは、その部分をこれから三重県の、今まで水力発電事業の利益、あるいは留保金からそちらへで補てんしておったわけでありましてけれども、これを税金でするのであれば、地元としてはどちらでもいいわけなんですけれども、私がまさに心配しておりますのは、譲渡したことによって次から次へといろんな支出が出てくるんじゃないかと、その部分が心配でございますので、その部分についてお聞かせいただいたところでございます。

それから、緊急放流の部分でございます。このことにつきましては、いろいろ聞かせていただいておりますと、そういう状態にならないように、事前にポケットを大きくするとかいろんなことでありますけれども、あの災害の

とき、100年に1度と言われましたけれども、またいつそういう状況が出るかもわかりませんし、万が一、本当にぎりぎりまで来たときも三浦湾のほうへ流さないのか流すのか。私は、やはり下流域の不安感、そして、また、あのときの洪水の状況を見たら、それだけは、めったにないけれども万が一のときはどうするのか、それをきちっと中部電力の方に理解していただく、そういう粘り強い努力をしていただくべきだというふうに思いますが、その点、いかがでございましょうか。

○企業庁長（高杉晴文） 宮川上流の治水対策につきましては、平成16年の台風21号によりまして流域市町で非常に甚大な被害が発生したということを重ね受けとめまして、宮川ダム of 事前放流や操作規則の見直しなどにより、大規模洪水に対しまして、より効果的にダム運用ができるよう、宮川ダムの治水機能の強化を図ってきたところでございます。

事前放流につきましては、発電事業者の発電用ダムの貯留水を最大で700万トン洪水の前に放流し、ダムの洪水調節機能を増加させることによりまして治水機能の強化を図ることになりますので、宮川流域の安全を確保する非常に重要な対策といたしまして、譲渡後も中部電力が継続することで合意しているところでございます。

しかし、中部電力は、緊急発電放流につきましては、先ほど申し上げましたような理由によりまして、一貫して実施はできないと表明しておるわけでございます。こうしたことで、平成16年を超える洪水が発生する可能性は、これは否定できないところでございますけれども、このような事態に対しましては、河川管理者により事前放流などの活用を図るとともに、雨量、あるいは水位情報の提供など様々な施設を効果的に運用しまして、安全・安心の確保に努めることとしております。

事前放流等の県の治水対策などの住民の方々への説明につきましては、先ほど申し上げましたとおり、大台町の御協力もいただきまして、これから7月にかけて3地区で開催させていただく予定となっておりますところでございます。十分な説明を行いまして、甚大な被害をこうむられました方々の不安

を取り除けるように努めていきたいと考えておるところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 今企業庁長の御答弁の中に、そういう状況が起こることは否定できないという言葉がありました。地元の人たちに、これからそういう治水対策、ダムの管理上のいろんな規約を変えてやるんだ、だけれども、私が申し上げていますのは、本当に50年に1度、100年に1度、そういう状況になったときも、満タンになったときは、やはり両方へ流す、そういう状況をつくるのが当たり前だというふうに思いますし、現実にはそういう状況はほとんど起こり得ないのであれば、万が一のときぐらいは、そのときだけは例外的にそういう緊急放流をお願いする。そういう条件を、せつかく宮川プロジェクト会議の中で時間をかけて議論をして決めたことでございますので、その辺はきちっとやっていただく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○企業庁長（高杉晴文） 私のほうも、平成16年に非常に甚大な被害をこうむられました地元の方々の思いを考えますと、何度か、この緊急発電放流についても中部電力に受けていただきたいということでやってきたところでございますけれども、平成19年の交渉開始以来、中部電力としては、この点につきましては一貫して受け入れないと、こうしておるところでございますので、将来に可能性を残すような形で中部電力と仮に契約することは、これはなかなかあり得ないのではないかという現状認識をしておるところでございます。

一方で、先ほど申しましたように、16年の豪雨を教訓にいたしまして、様々な治水対策を講じて宮川流域の安全を確保するというような取組を県全体として取り組んでおりますので、そういった中で安全を確保していくといったことを地元の方々に十分御理解いただきたいと、このように思っておるところでございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） この部分については納得はできないですね。あの状況で死亡者も出ているそういう雰囲気の中で、多分、地元の首長さんなり住民の皆さんに、そういうことが起こる確率は非常に低いんですよということで説得をなさるんじゃないかというふうに思いますけれども、やはり万が一のときを考えていくのが公の役割だというふうに思いますし、今までは、公が絡んでいたわけですね。これから民になるということであれば、一番大事な県民の命を守る部分でございますので、きちっとした交渉を粘り強くやっていたきたいということを申し上げておきたいというふうに思いますし、また、要望として、地元の町長さん、あるいは市長さん、伊勢市のほうも非常に大きな災害が出たわけでありまして、これからそういった部分につきましてもしっかりと意見を聞き取っていただきたいというふうに思います。

それから、電気事業、電気技師さん、随分たくさん今まで県の仕事を誇りとして頑張っていたいただいた方々、今譲渡に向かって、そちらのほうへ向かっての仕事が非常に多いというふうに聞いておりますが、現場の皆さんの声にもしっかりと耳をかしていただいて、命とは何かということを考えていただく、そういった交渉をしていただくように、この場で私のほうからはもう一度申し上げていきたいというふうに思います。

この分については多分平行線になろうかというふうに思いますので、次の課題に移らせていただきます。

次は、三重県南部の元気づくりのためにということで、県南の状況を少しお話しさせてもらいたいというふうに思います。

伊勢市では、平成25年に行われる20年に1度の御遷宮に向けまして様々な準備を進めておるところでございますけれども、昨年11月3日の宇治橋の渡り初めも終えまして、次は、市民参加の平成25年のお白石持ち行事の準備へと進んでおります。完成した正殿に白石を敷く、それにたくさんの方々に参加をしていただく、そういう行事でありますけれども、そういったこともありまして、内宮、外宮とも参拝客が結構増えてきておるわけでありまして、これは、今まで、観光関係、特に御遷宮を意識した観光商品の開発に三重県観

光販売システムズ、また、伊勢志摩観光コンベンション機構の御努力のたまものだというふうに私は思っております。

しかし、大企業など企業誘致が進まない、そして、また働くところが限定されている県南にとって、さらなる観光振興というのは、これは大きく期待をされているところでございます。6月末からは、津以南の高速道路の無料化も始まります。この流れをより効果的に生かしていく県の積極的な観光政策が必要だというふうに思っております。これから、こういった遷宮効果をどうやって鳥羽、志摩、そして東紀州へ波及させていくかが、大きなポイントだというふうに思っております。

しかし、14日に、我が会派の中村勝県議が触れましたように、今年の9月末日には伊勢湾フェリーが撤退するということが発表されました。あと3カ月半でございます。14日には、鳥羽市自治会連合会は1万1100人の航路存続の署名を木田久主一市長に提出をしたとの報道がございました。愛知県側も含め、署名は多くの団体の皆さんで進められておりまして、市民の熱意が感じられます。これを受けて行政の迅速な対応が求められるというふうに私は思っております。

そこで、質問させていただきます。

私は、伊勢湾フェリー撤退を何とかとめられんかというふうに思っております。6月4日に開かれました第3回の鳥羽伊良湖航路対策協議会の資料によりますと、平成21年度に伊勢湾フェリーを利用した総旅客数は35万人とありました。地域別に見ると、やはり関東や静岡が多くて、乗用車、バスともに半数前後を占めている。この数値をもとに鳥羽市が試算した経済への影響は、宿泊客減少で22億6700万、日帰り客減少で6億2600万、合わせて29億円の経済的にマイナスになるというふうに試算をしております。

また、物流面でも、伊勢志摩の観光資源の宝であります鮮魚、活魚などの水産物を新しいうちに東京の築地へ輸送するために、年間1400台のトラックが伊勢湾フェリーを利用しております。伊勢湾フェリーの最終便は夕方の5時40分です。それで、漁師の皆さん、答志島の漁師の方にお伺いいたしまし

たけれども、朝4時ごろ、夜明けとともに漁に出て、3時ぐらいまで漁をして、そして、4時の競りにかけて、この5時に乗せるという形で今頑張っておられるんですけれども、航路の廃止ということは、当然、渋滞等でそういった方々の仕事を終わる時間を早める。ですから、キスをとる人たちのキス網を1回、2回減らすということになってまいりますと、今でも大変厳しい生活を強いられておりますけれども、一部でありますけれども、そういった人たちの生活にも影響してくるというふうになっております。

そういった状況を考えますと、これは大変大きな影響が出てくるというふうに考えておりますし、雇用や地元の消費など地域経済にも大きな影響が心配をされるわけであります。

そこで、観光面からの分析をぜひしていただきたいというふうに思いますし、こういった状況で観光面からどういう分析を今県はされているのか、そして、また、こういった状況について、観光産業にしっかりとかかわってきていただいております株主であります近畿日本鉄道株式会社、それから名古屋鉄道株式会社、この両者、今までなかなか申し入れをされていなかったと聞いておりますので、今どういう状況になっているのか、そのことについて考え方を聞かせていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、お伊勢さんへの観光入れ込み客が大変増えておるわけでありましてけれども、(パネルを示す)もう間もなく、去年で、あと少しで年間800万人に近づくと、こういう状況が出てきておるわけでありましてけれども、この流れを、いま一つ伸び悩んでおります志摩半島全体にどうやって波及をさせていくのか、さらには、東紀州への波及をどうしていくのか、観光局長の御所見をお伺いしたいというふうに思います。

[小林清人政策部長登壇]

○政策部長(小林清人) 伊勢湾フェリー株式会社は二つの株主さんからなっております。それが、先ほど議員のほうからありましたように、近畿日本鉄道株式会社と、それから名古屋鉄道株式会社、50%ずつの株を持っております。したがって、親会社は近鉄、名鉄という形になります。したがって、

我々、鳥羽伊良湖航路の存続の協議会の中で協議していくに当たりましては、伊勢湾フェリー株式会社だけではなく、まず近畿日本鉄道、名古屋鉄道のほうにも事前に調査をして、また、第2回目には、この親会社である2社のほうにも伊勢湾フェリー株式会社と一緒に来ていただきまして、そして、今までの経緯であるとか、それから今後の考え方であるとか、そういうことの説明も受けたところでございます。

協議会としまして、今いろいろ策を練っているところでございますが、今後、特に親会社である2社に対しましては、まずは今現在運航している伊勢湾フェリー株式会社による継続しての運航ということをお願いしたいと思っておりますし、また、2県2市のほうで存続に対する対応策等をまとめたときには、2県2市と連携した対応をお願いしたいと思っています。それと、もう一つは、航路存続に向けた取りまとめというのは、もし時間がかかるようでしたら、9月で一回切るという話になっていますので、それを一回切りますと、後でまたお客様をもう一回、一から集めてくるというのは大変なことだと思いますので、そういう意味では、航路廃止日という部分の延長、そういうものをこれからお願いしていくような形になるのではないかというふうに思っております。

とにかく、愛知県、鳥羽市、田原市、三重県を合わせての2県2市、力を合わせて航路存続に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

○農水商工部観光局長（長野 守） 伊勢湾フェリーに関しまして、観光面の影響分析という御質問でございました。

伊勢湾フェリーは、道路にかわる交通手段だけでなく、鳥羽や伊勢志摩の観光振興に寄与する航路としまして大変重要な役割があるというふうに認識をしております。観光局としましては、航路を存続させるため、国内向けとしては、中京圏や遠州地域の高速道路サービスエリアなどでのPRキャンペーンを展開するとともに、大手旅行会社と提携した夏の家族向け旅行商品や、中国を中心とする海外からのツアー、これらに係ります訪日の旅行商品につ

いても造成を進めているところでございます。

伊勢湾フェリー株式会社の資料によりますと、平成21年の伊良湖発鳥羽行き
の総旅客数は約16万2000人となっております。このうち、伊勢志摩地域へ
観光目的で来られる方というのは13万1000人というふうに推定をされるこ
ろでございます。仮に航路が廃止になれば大きな影響が考えられますけれど
も、中京圏、あるいは遠州、関東のほうから伊勢志摩地域へお越しをいただ
くには、公共交通機関や、それから高速道路、このような交通機関が利用が
可能ということもありますことから、航路廃止によります影響を分析するこ
とでございまして、これをやろうと思うと相当な調査が必要になる
と思っております。現状では、詳細な分析というのはなかなか難しいというふうに
考えております。

もう1点、式年遷宮効果の波及についてでございます。

伊勢神宮内宮及び外宮への入り込み客数は、諸行事が始まりました17年以
降、着実に増加をしております、21年には約798万人の方が伊勢神宮を訪れ
ていただいたと。25年の式年遷宮に向けまして入り込み客のさらなる増加が
期待されるところでございます。

県としましても、この式年遷宮の好機を生かしまして、伊勢神宮への集客
効果を地域に波及させるために、伊勢志摩観光コンベンション機構等と連携
をしながら観光情報の発信やキャンペーンイベントの実施、旅行会社のパン
フレットを活用した誘客促進に取り組んでまいりました。さらに、地域内
での滞在促進を図るために、引き続き、伊勢志摩地域観光圏整備事業を通じ
ました滞在型、あるいは周遊型観光の実現を支援してまいりたいというふう
に考えております。

さらに、南のほうの東紀州地域の誘客促進でございますけれども、美し国
三重ドライブマップ黒潮の道伊勢熊野路、これを作成しまして、両地域の交
流促進のための情報発信に取り組んでまいりました。今回、新たに東紀州地
域が観光圏整備事業に認定をされました。これを契機に、伊勢神宮と熊野古
道伊勢路を有する両地域の連携をより一層進めてまいりたいというふうに思

っております。

今後もさらに、東京、大阪等大都市圏での情報発信に積極的に取り組むとともに、地域内への波及効果を高めるための滞在型、あるいは周遊型の観光地づくりや、着地型旅行商品の造成などに取り組みながら、式年遷宮の魅力と集客力を生かし伊勢志摩地域や東紀州地域などへの誘客促進に取り組んでまいりたいと思っております。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 伊勢湾フェリーにつきましては、部長はいろいろおっしゃいましたが、1点確認させてもらいたいんですが、まず、中村勝県議のときにも御答弁にありましたけれども、先ほど私が申し上げましたように、本当に日がないわけですね。そういった中で、期限につきましてはその期限の延長を求めているようなんですが、9月末ということになっておりますが、いろいろ関係者の話を聞きますと、伊勢湾フェリー自身は何とか継続をしたい雰囲気はあるんだけど、後ろの株主さんがなかなか厳しいのではないかと、あるいは、株主さんに直接お話をしていく、そういった姿というのはちょっと私どもには見えづらかったものですから、その辺、大会社二つの株主さんの意向、9月末を延ばせる可能性というのはあるのかどうか、知事のほうがいいです。

○知事（野呂昭彦） 先ほど、部長のほうから全体の取組状況については話があったとおりです。その中で、もちろん相手のある話でもありますし、それから、我々もまたどういうふうに努力をしていくのかということもあります。そういう意味では、短い間に何らかの形で存続に向けて答えを出すということは重要でありますけれども、交渉する期間を少し延ばしていくというような変形した、まずは取組も、これも私は可能性として当然ある。交渉事ですから相手とのいろんなやりとりの中であるだろうと、こういうふうに思っています。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 行政だけやなしに、地域の皆さん方、いろんなことをさ

れているんですが、先般も私どもの地域に入った、(現物を示す)これは田原町からのチラシだというふうに思うんですけども、三重県民の方限定伊良湖宿泊プランということですね。鳥羽伊良湖フェリー航路継続期間プランということで、7000円で行けますと。これはこちらのほうに新聞折り込みをして、なるべく伊勢湾フェリーを使って来てくださいよと。裏側にそれぞれのホテルの、これだけ安くなりますよということをやっておられるし、そして、また、社会教育施設等の料金の割引ということで、伊勢湾フェリーとか名鉄フェリーもそうですが、利用者に対しましてそういった公の施設をかなり割引して、そういった形で使ってくださいよと。そういう動きが少しずつ今出てきておると。そういった運動を広げることで、できたら三重県側もそういった形で広げることによって伊勢湾フェリーの運航が、あるいは、利用者の数がじわっと増えてくれれば、私は、これから交渉していただくに当たりましていい形になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、引き続き、粘り強く頑張ってくださいと思います。小林部長は、多分やり切ってくれるというふうに信じておりますので、頑張ってください。

それでは、今日はたくさん用意をさせていただきましたので、次の課題へ進ませてまいります。

平和政策、平和教育についてということで質問させていただきます。

今年、あの忌まわしい第二次世界大戦が終わって65年目の夏を迎えるわけであります。二度と同じ過ちを犯さないためにということで、県民の皆さん、いろんなグループで様々な活動が取り組まれておりますし、私どももそういった活動をすべきだというふうに思っております。65年といいますが、当時二十の人がもう今85歳ということでございますから、間もなく、戦争の悲惨さを味わった人々は、急激に少なくなっていく時代に入るというふうに思っております。時とともに戦争の悲惨さと平和の尊さも風化をしていくというふうに思います。

そういった意味から、私はこの県議会の場でこういった戦争の悲惨さを、あるいは、平和の尊さを風化させないという立場から何度か質問をさせてい

いただきました。まず、戦争へ向かった当時は、私はまだ生まれていなかったんですけれども、いろいろ調査しますと、大きな役割を果たしたのが教育であったと。戦争を高揚する教育によって多くの若者が戦地で亡くなっていったわけであります。学校の先生方の労働組合の大会へ行きますと、必ず、教え子を再び戦場へ送るなど、そういうスローガンが上がっておるわけでありますが、新しく教育委員長に就任されました牛場教育委員長の平和に対する思いを後ほど聞かせていただきたいなというふうに思います。

次に、戦争遺跡の部分についてお話をさせていただきます。

戦争のためにつくられて、今なおその姿をとどめて、人は亡くなっていきますけれども、黙って平和を訴え続けている戦争遺跡というのは県内各地にございます。しかし、65年といいますと、こういった遺跡もまた取り壊されていきます。非常に少なくなってきております。その保存と、その存在を何とか示す、そういったことも大きな平和を伝える方法の一つであろうかというふうに思っております。

資料を用意させていただきました。(パネルを示す)これは、津市の塔世橋のところに、銃弾の跡が残っている橋の欄干の説明なんですけれども、上に弾丸の跡があるんですけれども、これは当時の津の岡村市長さんとか、あるいは当時の建設省が協力して、橋のかけかえのときに残そうということで、これは市が絡んでこういうものを残している。その理由を書いてあるわけですね。こういったきちっとなっているものもあれば、(パネルを示す)これは伊勢市にある弾薬庫の跡と思われるんですけれども、これもいつ取り壊されるかわからない。野原に建っているんですが、これも戦争の遺跡と言われております。そして、(パネルを示す)これは、防空壕の跡らしきもの。山本教和議員の地元であります大王町の港の一角にあるものですね。こういったものがあるんですけれども、それをどう保存していくかというのがなかなか方法がないということで、ぜひ、その点について何らかの、すべてというのは難しいんですけれども、何らかの方法で保存をしていただきたいということが一つであります。

それから、これから博物館がいよいよ中身の議論になってくるというふう
に思っております。知事も、博物館につきましては、今後、県議会、県民の
皆さんから広く意見を聞きながら、魅力ある展示づくりをともにという表現
で今回の定例議会上げていただいておりますけれども、実は、(パネルを示
す) これは、地元伊勢市が市民団体の皆さんと一緒に30年以上続けて
おります非核平和展の、非常に少なくなった資料を集めて子どもたちや一般
の方に平和の尊さを訴えているイベントの一コーナーなんですね。それから、
(パネルを示す) 県も三重県のウェブ上なんですから、インターネット
のホームページにこういうものをつくっている。三重県戦争資料館というの
をつくっております、戦争の体験者の話が聞けたりとか、こういった当時の
様子が写真で紹介をされております。こういった博物館を持っております。
このホームページにはこういうことが書かれております。「戦後生まれの方が
大半を占める社会の中でもう一度戦争や平和について考え、戦争は悲惨なも
の以外の何物でもなく、こうした悲しい歴史があつて今の平和があるとい
うことを次の世代の方々に引き継いでいくことが、今の平和な日本を維持し
ていくために必要です。」、こういうことがあがっておるわけでありませ
けれども、こういったことも含めまして、ウェブ上のこれはきちっとされてお
りませけれども、ぜひ立体的に、博物館ができれば常設展示を、今までた
くさんの資料は多分どこかへ埋っていると思いますので、ぜひそれを展示
していただきたい。そして、また、終戦記念日だとか、広島、長崎の原爆
投下の日などには、こういった中身についての特別企画展をするとか、そ
ういった形で博物館を未来の子どもたちに恒久平和を伝えるために活用
していただきたいというふうに思いますが、その点について御所見をお願
いいたしたいというふうに思います。

〔山口和夫生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長(山口和夫) 私から、新博物館の活用につきまして御答
弁申し上げます。

まず、感受性豊かな子ども時代に戦争の悲惨さや平和について学ぶことは、

大変重要なことであると考えております。現在でも、戦争に巻き込まれ悲しい思いをしている子どもたちが大勢おります。このような戦争について知り、目を向けることもとても大切なことであります。こうしたことから、平和や戦争の資料及び記録による情報提供、啓発活動は県としても重要な施策、課題であると認識しております。

新県立博物館では、子どもたちに、戦争を風化させないこと、平和の尊さについて考える機会、世界の平和へ目を向けていくきっかけを提供していくために今後、関係団体、関係部局等々と連携した企画展示や博物館講座、ワークショップなどの開催を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

[牛場まり子教育委員会委員長登壇]

○教育委員会委員長（牛場まり子） 平和教育についてですが、世界各地で様々な紛争がある中、平和の尊さに対し認識を深め、世界の恒久平和を確立していくことがますます重要になってきています。私は会社を経営し、ロシア、アメリカ、ドイツなどといった外国の会社とも取引をしています。こうした体験を通じて、日本と外国との間が友好で平和な関係を築いているということがとても大切なことだと実感しております。

このような経験から、平和の尊さを子どもたちに語り継いでいくことは大変重要であると考えております。

私は、明野の防空壕で生まれ、終戦を迎えております。戦争の記憶はありませんが、父母や地域の方々から戦時中の様子を聞いております。私の父も戦争に出ておりました、お腹を満たすためにはどんなものでも食べないと生きていなかったとか、同僚が目の前で亡くなっていったとか、二度と戦争をやってはだめだとか、そういうことを何度も何度も聞かされました。また、私の住む伊勢市では、戦争末期に何度か空襲を受け、多くの人々が亡くなりました。度会橋のほとりでは、宮川に逃げる途中で爆風を受け、赤ん坊を背負ったまま亡くなられた母親の亡きがらを見た人もいました。そのような話を聞くたび、戦争の悲惨さを痛感した次第です。

今後も、教育活動全般を通じて、子どもたちが平和な世界を築く担い手として成長していけるよう、平和教育を推進してまいります。

以上でございます。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 私からは、風化する戦争遺跡の保存についてということについての考え方でございます。

教育委員会としてなかなかすべての戦争遺跡の保存というわけにはまいりませんが、文化財という観点からの答弁をさせていただきます。

平成6年度に、県の近代化遺産の保存と活用を図るために、江戸時代末期から第二次大戦終結当時までにつくられました産業、交通、土木等の建造物等の調査を実施したところでございます。平成7年度には、その調査結果を取りまとめまして、その中には、海軍工廠、それから陸軍隊舎など関連施設等23件が含まれております。

そのうち、鈴鹿市三畑町の旧北伊勢飛行場掩体、掩体というのは格納倉庫でございます、それにつきましては建造後50年が経過し、かつ再現することが容易でないものとして、平成12年度に国の登録有形文化財（建造物）に登録されておるところでございます。

これらの関連施設につきましては、文化財としての価値を有する場合は、所有者等の意向も踏まえた上で今後の対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 牛場教育委員長の答弁といたしますか、自らの空襲の体験も交えたお話、そして、委員長は、先ほど申されましたけれども、ロシアとか北欧とか、あるいは台湾まで、静かにそちらに座っておられますけれども、職場といたしますか、戻られますと、非常に国際的でグローバルな考え方をお持ちなので、私自身の質問がどのように伝わったかなと思って心配をしておったんですけれども、まさに企業というのは平和があって初めて成り立つ。

そういうことも感じさせていただきましたし、非常に思いをいただきましたので、ぜひとも、未来ある子どもたちにそういった平和の思いというものを伝えるような、そういった教育に励んでいただければありがたいというふうに思わせていただいております。

そして、戦争遺跡の話でございます。御案内だというふうに思いますけれども、三重県歴史教育者協議会の皆さん方が非常に立派な資料をまとめられております。(現物を示す)これは最近出た再版なのですが、ここにも、前回、第1版のときはたくさんあったそういった戦争遺跡が、これをつくるときにはもうそれがなくなっているというような記述も中にはございます。

特に鈴鹿市なんかは、戦争中に軍事によってつくられたような、そういった部分のものもたくさんあるというふうに聞いておりますし、そして、また、志摩のほうは、アメリカ軍が上陸をしてきて、上がってくることを想定したコンクリートの塊といいますか、小さな窓のあるところからアメリカ軍を撃つ、そういったトーチカが山の中に幾つもずーっと並んであるわけですね。そういったものも、道路をつくったり何かするときなどにどんどん壊されていく。

そういったことを考えますと、やはり今のうちに何らかの、文化財になるかわかりませんが、そういった意味をつけた形での調査をしていただけるとありがたいというふうに思いますけれども、ぜひ、これはかなりいろんなところにこういうのがありますよと挙がっておりますけれども、これをどう保存するかというところまでは記述もしてございませんので、こういったものを保存するための業務というのは教育委員会になるわけですか、教育長。

○教育長(向井正治) 教育委員会が所管しております関係でいきますと、やはり文化財というところの範疇でなっておりますと、今御紹介申し上げましたように、近代化の施設として一定の歴史的価値がある、先ほど御紹介しました鈴鹿の三畑地区のそういった飛行場の格納庫でございますとか、そういう一定の歴史的なこういう価値があるというところでの保存は可能でございますが、一般的な戦争の遺跡というだけでは教育委員会としてはそれを

直接に管理するということにはなかなかございませんので、ただ、そういうところにつきましては、いろいろな平和教育の教材として、今議員から御紹介いただきましたようなそういうところも活用しながら、実際の授業の立場とかそういうところには活用できると思うんですが、それそのものを活用するとなりますと、あと、所有者の問題でございますとか、いろいろな課題がまだまだ山積してこようかというふうに理解しております。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） まず、調査をしていただくことからお願いをさせていただきたいというふうに思います。

様々な課題につきまして、今回、深い議論にはならなかったんですけども、特に伊勢湾フェリーの問題につきましては、非常に近々の課題だというふうに思いますので、時間的にもちょっと延長もしていただきまして、3カ月半、9月末というのを少しでも先へ延ばせて、そして、じっくりと物が考えられて、そして、伊勢湾フェリーの利用客は増えて、考え方がいい形に流れますように私のほうからもお願いをさせていただきまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（森本繁史） 本日の質問に対し関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時16分開議

開 議

○議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（三谷哲央） 質問を継続いたします。

最初に、野田勇喜雄議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。22番 青木謙順議員。

〔22番 青木謙順議員登壇・拍手〕

○22番（青木謙順） 自民みらい、津市選出の青木謙順でございます。

本日、朝一の野田勇喜雄議員の「美し国おこし・三重」で、大分と知事さんともバトルがあつて、ちょっとさらつと終わりました高校教育の取組につきまして関連質問させていただきたいと思ひます。

1年前の県政報告書によりますと、学校に満足している児童・生徒の割合というのは、目標値よりも実績値のほうがやや上回つてはいるんですけども、その中身をいろいろ分析されて報告を受けたときに、小・中学校に比べると高校生の満足度は余り高くなかつたということでございました。

その後、そのときにもいろんな思ひを教育長から聞かせてもらったわけですけども、1年経過いたしましたけれども、その原因分析と、さらには、この1年間の具体的な取組についてお伺ひしたいと思ひます。よろしく願ひします。

○教育長（向井正治） 1年前にいろいろな分析結果について報告させていただきました。学校に満足している生徒の割合につきましては、紹介ございましたように、小学校の5年生、中学校2年生、高校2年生のうちから抽出しまして、一、二割程度を、対象としましたアンケート調査を毎年調査しております。

授業内容の理解でございますとか、相談できる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無など6項目について調査をしております。その結果でございますが、平成20年度では、小学校で満足度がトータルで80.6%、中学校で72%、高校は少し落ちてまして65%という状態でございます。特に小・中学校に比べまして、授業内容の理解、それから目標意識の有無の項目が低くなつております。このことは高校の満足度が低い原因の一つと考えております。

その原因としまして、いろいろ分析を指示しまして調査いたしましたけれども、まず一般的には、授業内容が、小学校、中学校、高校とだんだん専門的になって難しくなっていると。これはそういうことがわかりにくいんだろうなということだと思います。それから、一つ、学校の指導として少し課題だなと考えているところは、特に中学校から高校に進学する際に、自分の適性でございませうとか、将来自分が進むべき方向についての興味・関心を、余り考えずに選択しているというところの問題点。いわゆるキャリア教育が十分でなかったところもあるのかなというふうに思っております。

こういったことにつきましては、高校での授業内容の工夫改善、もちろんこれは必要でございませう。よりわかりやすい指導を行うということ。それから、高校の選択に際しまして、中学校での進路指導をより充実していくということが必要と考えているところです。このため、志願する高校をよく知って進路選択できるように、中学校での進路指導、こういうことがわかるように高校生活の入門講座など、こういったいわゆるキャリア教育というものを充実していくこと、そのことによりまして、自らの将来の目標を、ここへ行きたいということをはぐくんでいくことが重要だと思っております。

今後とも、生徒の満足度の向上を図るために市町教育委員会、中学校と連携するとともに、高校における授業改善とかキャリア教育の充実には努めてまいりたいと考えております。高校におきましては、より子どもたちの幅広いニーズにこたえられるように、魅力ある学校づくりというのを一層進めていきたいと、かように考えております。

〔22番 青木謙順議員登壇〕

○22番（青木謙順） 今も少し数字も挙げていただいて、取組の経過も聞いたわけですが、先般いただきました今年度の県政報告書の22ページなんですけれども、ここにも、小・中、それから高校の授業内容のことについて理解度の数値もあがってしまして、高校の場合は、目標値、昨年度72%の目標に対して67.4%であったということで、決して高い数字ではないということでございませう。満足度ですから、授業だけではないとは思いますが。

進路指導とか、厳しい今の雇用情勢のこともあったりとか、生徒指導上のこととか、いろいろあると、トータルな話だとは思いますが、特に授業の、今数字があがっています。教育長も御指摘のとおりですが、特色のある、例えば職業系の学科とか、それからコースというのは割合特色が持ちやすいとか、出しやすい。そして、インターンシップとかいろんなことがしやすいような感じなんですけれども、普通科というのは、昔から科としては多いんですけれども、なかなかそれが、工夫はいろいろとしてもらっている実践も見せてもらうんですが、その特色を出しづらいとか、いろんな学校の地域事情もあろうと思うんですけれども、そういったところ、さらに磨きをかけていかないと、なかなか高校生として満足できるような形にはなっていないなということをつくづく毎年のようにいろんな学校で感じさせてもらっています。

小・中・高、これを問わず、楽しい学校になるためには、楽しい授業とか、わかる授業とか、それから魅力ある授業づくりとか、そういったものが目に見えて、こんなことをうちはやっていますよということをもっと出し合う中で、高校の中でも一層取り組んでいただくと満足度もどんどん上がっていくのではないかなと、このように思います。

確かに、一部の熱心な方々の実践も見ますので、それを否定するものでも何でもありませんけれども、まだ子どもも結構精神的にはだんだん低年齢化しておるといふところもありますし、満足度を上げるにはやはり授業の充実かなと思います。

また、授業がおもしろくないと、例えばガムをかんでしまったりとか、それから、私語が多くなったりとか、そういう生徒指導上の問題にもどんどんつながって行って、それを指導しても、注意しても聞かないとか、それから、もう50分済んだらええわなみたいな感じになってしまうと、それが日常化したり、そういうようなことにも陥りやすいということもありますので、やはり毅然とした指導とともに、授業内容の工夫というものをもっと前面に出していただくことが大事かなと思っています。

時間がなくなってきましたので、一つだけ。高校の充実の中で、1年半ぐらい前に、質問の中にいじめの問題を僕は取り上げたことがあるんですけども、いじめの中で、緊急避難措置で、どうしてもこの学校におられない状況になって、加害者じゃなくて被害者のほうの話ですから、しかし、高校というのは入試があったりとか、それから、いろんなコース、科とかあったりとか、いろんなレベルの違いがあったりとか、そういうようなことでなかなかかわりにくいと。被害者であってもほかの学校を探すのも難しいというふうなことがあるというのを聞くし、実態もそうなのかなと思うんですけども、昨年度の例というのは大分あったんでしょうか。

というのと、もう一つは、学校間でそういうことを話はされるんだと、学校長間でされると思うんですけども、なかなか向こうの事情によって受け入れ側が拒否せざるを得んこともあると聞くんですけども、その辺、いかがでしょう。

○教育長（向井正治） 数字については、今手元にはございませんけれども、数例あったのは聞いております。こういう対応につきましては、具体的に何が何という形よりは、それぞれの子どもたちの実情のところ、本当にどういう状況で何が必要なのかということと、子どもが考えている将来の方向性も含めて、やはり、今議員が言われましたような校長同士の話し合いと、あと保護者との本当に徹底した納得というところをうまく落とし込むのは非常に難しいところではございますけれども、個々のケースでそれぞれ真摯に対応させていただく話は慎んで聞いているところでございます。

あと件数については、ここにございますように、高等学校では48件というのが平成20年度で出ております。こういったところにつきましては、スクールソーシャルワーカーでございますとか、スクールカウンセラー等の対応によりまして、まず学内での対応、そして、その場でどうしても対応できない事案につきましては、先ほど御紹介ありましたような、例えば転校という措置につきましても、それぞれの対応についてで、個々の例ということでやはりなっているかというふうに思っております。

[22番 青木謙順議員登壇]

○22番（青木謙順） いろいろ取り組んでもらっていますし、今実数もいただいたんですけど、先ほどの最初の満足度という部分については、それと、はじめをどうしても、ないにこしたことはないんですけど、それぞれの状況で起こってしまったときの後の対応とか、県立学校同士のきちっとした助け合いとか、そういうことをもっとスムーズに進めていただく。そのためにはいろんなバリアもあると思いますけど、それを越えてもらわないと子ども側に立った高校教育とは言えないと思いますので、その辺を含めて今後ともお取組を努めていただきたいと思いますし、もとへ戻りますけど、高校教育の取組について満足できる生徒が増えるのではないかなと思っております。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 次に、村林聡議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。8番 奥野英介議員。

[8番 奥野英介議員登壇・拍手]

○8番（奥野英介） 自民みらいの奥野です。

村林聡議員の関連をさせていただきます。後見人として一言だけ言わないといかんかなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

先ほどの光を当てた政策についてでございますけれども、知事のほうからは、市町の自主性でやれというような御答弁だったと思うんですけど、平成17年に多くの県内の市町村が合併して、南のほうですと熊野市、そして、紀宝町、紀北町、大紀町、南伊勢町、また近くで多気町、大台町と、たくさんの町が合併しております。そんな中で財政的に厳しい町がほとんどでございます。財政力指数が、先ほども担当のほうからお話があったように、0.26、0.24とかそういう形で、1000万円の仕事をするのに240万円しかない、260万円しかないという、そういう町が多うございます。

そんな中で、知事がおっしゃる市町の自主性についてなんていうことは非常に放棄的な発言じゃないかなと私は思います。平成17年の合併以後、もう5年たって、果たして、県が主導のもとで合併をされた町が元気になったか

というと、僕はそうじゃないと思っております。非常にみんな財政的に厳しく、本当にその町の住民の方々が合併して幸せになったなという実感はほとんどないのではないかなと、そんなふうに思っています。

そんな中で、県は何をその地域のために後ろ盾支援をしてきたかという、それもはっきりしない。その辺のことを光を当てていないのではないか。光を今から当てようとするのでも、ちょっと遅いんじゃないか。これから、そういう町に対して、もちろん三重県全県そういうふうを考えなければいけないんですけども、特に財政力の弱い南勢地域のためにどういう光を当てていくのかということをや一度お伺いしたいと思います。

○知事（野呂昭彦） まず、奥野議員におかれては、私の先ほど答弁したことについて正しく御理解をまだいただけていないんじゃないかなと思います。

まず、一つは、自主性ということを行ったのは、市町が自主性を発揮し、自立性を発揮し、そして、効率的で効果的な自ら行政運営ができるように県は支援していかなくやならないと。こういう話を言ったところであります。それから、私が申し上げましたのは、ちょうど過疎法が延長になりましたから、今この過疎地域の自立促進方針というのを検討しているんです。もう少ししたらお示しできるのではないかなと思います。その中で、実は、市町の計画と、それから県の計画が必要になってまいります。そういう意味では、県のほうの計画もその方針に従ってお示しをしていくということにしております。なお、自立促進方針も、これは県が立てることになっておりますが、しかし、その主役、主体は市町でありますから、市町の首長さん等から御意見をいただき、そして、一つまとまりました案についても、また市町の皆さんにお示しをして御意見をいただきながらしっかり方針を決めていくということにしておるところです。

少し、それだけ理解がちょっと違っておりましたので申し上げておきます。

○政策部理事（梶田郁郎） 私のほうから、今までの取組について御説明申し上げます。

県の合併市町への支援につきましては、合併市町が作成しました新市町村

建設計画、ここに明記しました県事業について推進を努めております。合併に伴う財政需要の増大に対処するため、市町との意見交換も行いながら市町村合併支援交付金の交付を行っているところでございます。

今後とも、合併に伴う課題につきましては、市町の意見もお聞きしながら、特に、県と市町の地域づくり連携・協働協議会の場も活用させていただきながら、課題の把握に努めまして適切に対応していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

〔8番 奥野英介議員登壇〕

○8番（奥野英介） 今知事のほうから、過疎の件に話があったんですけど、過疎法というのは、随分昔からずーっと続いていて、今度延長されたただけであって、確かに、過疎債というのは、その町にとって非常にありがたいものなんですけれども、だけど、何らそういう面でこれまでと変わらないということだと思います。そういう中で、この財政力の厳しい町、確かに合併特例債という部分で、特例債を使いなさいよ、合併特例債が何百億というか、何十億とありますからそれを利用しなさいよと言われるんですけども、今この時期、今年は確かに市町村に対して地方交付税も手厚く、今政権がかわって来たわけなんですけれども、来年度になれば地方交付税もどんなふうになるかもわからない。またこれで合併特例債を発行すれば、市町村財政は非常に厳しいものになるということは明らかだと思うんです。

そんな中で、県が南勢地域の町を、本当に財政的に厳しい市町をどんなふうに残る盾をしていくか。また、村林議員のほうでもお話があったように、だんだんと人口が減ってくるわけです。今住んでいる南伊勢のほうは、昔は南島町、南勢町を足すと3万人、4万人の人口がいたわけなんですけれども、今は1万5000ぐらいの人口になってきているわけです。非常に住みやすい、確かに、動物もたくさんおられますけれども、非常に行っても住みやすい町なんです。そういう田舎の町と、また都会の町が相まってこの三重県というのは成り立っていると思うんです。そういう意味で、この町を切り捨ててしまっ

たら三重県は何をしておるんやということになるのではないかなと、そんなふうに思いますので、これから本当に、本当の意味でこの南勢地域にも光を当てた県の行政をやっていただきたい、そんなふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。(拍手)

○議長(三谷哲央) 同じく、村林聡議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。16番 稲垣昭義議員。

[16番 稲垣昭義議員登壇・拍手]

○16番(稲垣昭義) 新政みえ、四日市選出の稲垣昭義です。村林議員の生物多様性と獣害についてというところに関連をさせていただいて質問させていただきます。

獣害対策については、先ほど村林議員のほうから、非常に現場に入って調査をされて、そして、奥の深い質問をしていただきまして興味深く聞かせていただきましたが、生物多様性のところでの質問について、執行部のほうから、答弁で、10月に名古屋で開催されるCOP10についてのお話がありました。その中で、SATOYAMAイニシアティブということで、里山再興の行動計画をCOP10ではつくる予定だというお話がありました。それはあくまでCOP10での話であって、本県としてこのCOP10にどのようにかわっていくのかということをもまずお伺いをしたいと思っております。

それで、COP10というのは、御存じのように、生物多様性の締約国会議で、世界じゅうからあらゆる国、あるいは団体が集まってきて、テーマが生物多様性ということで、本県にとっても非常にこれは大きなチャンス、隣でそれが開催されることは大きなチャンスなんだろうというふうに思っております。

そこで、まず知事にお尋ねしたいんですが、就任以来結構ピンチをチャンスに変える機会に恵まれておるといえるのか、そういうことはよく発言をされておりますが、隣にあるチャンスを大いに活用する機会が今回なのかなというふうに思っていますので、このCOP10を知事としてどのように利用しようとしているのか、本県にとってプラスになるように利用しようとしているのか

かということをお伺いさせていただきます。

○知事(野呂昭彦) COP10では、190を超える国が集まってくるということで、参加規模も約7000人ということでございます。あくまでCOP10そのものにかかわるのは国という立場でやっていくことであります。しかし、その会場は愛知県、名古屋市が提供をしていくということではありますが、実は、愛知県、名古屋市のほうから、中部圏知事会等でも、周辺地域でしっかり一緒になって支援してくれないかと、こういう話がありまして、知事会のそういったことから支援実行委員会というのが愛知県、名古屋市が中心になってできております。それで、各県の知事、私もそうではありますが、参与という形でそれに加わっておるということでございます。

確かに、このCOP10、我が県にとっても、例えば生物多様性ということについてはその重要性、それから、三重県でのいろんな情報を発信する、そういういい機会であると、こういうふうに思っておるところでございます。それで、実は、COP10の本体のほうに係るエクスカージョンというのがございます。これにつきましては、中部地域各県ともいろんな形で協力をしようということでもありますから、三重県だけがほかを差し置いてという話ではありません。

ただ、このエクスカージョンでは、菰野町地域、これは10月23日に実施予定です。それから伊勢志摩地域、これは1泊2日コースで10月23、24日実施をするというようなことも予定をしております。それから、これはCOP10そのものの本体ではないんですが、関連した取組として、生物多様性国際ユース会議というのが開かれます。これは外務省と愛知県が共催で開くものがございますけれども、それに三重県のほうもエクスカージョンで各国の青年約100名を対象に、日本の里山を紹介しようということで、これは三重県民の森、菰野町で8月24日に開催をする予定になっております。それから、ほかの関連事業で、子どもCOP10愛知名古屋というのがございます。これは私が参与をやっている実行委員会が主催をするものがございますけれども、やはり県民の森、それから、菰野町の町内も使いまして、10月21、22日、エ

クスカーションとして日本の里山を菰野の町内から発信しようということにしております。それから、生物多様性交流フェアというのが白鳥地区の屋外展示場で持たれます。この取組の中におきましては、三重県のほうからもブースを出させていただきまして、三重県の自然の魅力を生かした観光PR、これもやらせていただこうということにしておるところでございます。そのほか、ぜひ、こういう機会でございますから、さっき言ったエクスカーション以外にも湯の山温泉においでをいただくとか、伊勢志摩へさらにおいでいただくとか、そういう観光誘致にもぜひつなげていきたいと、こう思っております。

以上です。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

○16番（稲垣昭義） 今の答弁を聞かせていただいて、これまでの議論、結構委員会でもさせていただいて、県としてもかかわれる範囲でやっています。特に菰野町、御努力いただいて、あるいはイオン環境財団の協力も得ながらこれまで進んできてまして、これから公式なプログラムをどうしようというのは難しいと思うので、観光局長にお尋ねしたいんですけど、先ほど知事もお話ありましたように、世界各国から要人がやってきます。名古屋に泊まってもらう方がもちろん多いと思うんですけど、例えばその方から湯の山温泉や、あるいは長島温泉や榊原温泉といったところに泊まらせていただいて、あるいは、ちょっと日程に余裕を持って熊野古道まで行っていただくとか、そんな視点で見ると、各国の要人というのは発信力の強い方ですから、非常に三重県のPRになると思っています。

そこで、お尋ねするんですけど、各国の要人が本県に、例えばこの期間に滞在される予定があるのかないのか、そういうのを把握されているのかどうか、まずお尋ねをします。まず、それをお聞かせください。時間が余りないので簡単に。

○農水商工部観光局長（長野 守） 各国の要人が県内に滞在をされるかどうかと、今のところ把握はしておりません。

[16番 稲垣昭義議員登壇]

○16番（稲垣昭義） 今からできる大事なことは、先ほど知事も言われたように、滞在してもらおうと思ったら、それをまず把握しなきゃいけないし、あるいは、PRをしなきゃいけないと思っています。それで、例えば各国の大使館や領事館へ三重県のPRの案内を出すだとか、たくさんの方が来ますので、三重へ訪れていただくような例えばアクションを起こすとか、そんなことが必要だと思っていますので、決められた公式的な日程だけこなすというだけでは、それに例えばブースを出したから三重県のPRができたということじゃなくて、そこまで戦略性を持って観光と環境を絡めてやっていただくという視点が要すると思うんですけど、長野局長、やっていただけますか。

○農水商工部観光局長（長野 守） 先ほど知事が申しされましたけど、190を超える国の政府の方、あるいは国連の関係者、NGO、それからマスコミの方も多数いらっしゃいます。この機会をとらえまして、三重県独自の観光情報というのを発信させていただいて、海外からの観光客誘致につなげてまいりたいというふうに思っております。

[16番 稲垣昭義議員登壇]

○16番（稲垣昭義） もう時間がないので終わりますけど、本県は、今年CO P10に向けた最強のシフトかなと私は勝手に思っていて、辰己観光局長が環境森林部長になっていただいて、以前環境森林部にみえた長野さんが、今度は観光局長になっていただきましたので、ちょうど両方をしっかり把握して、連携をいただける体制を知事が意図的にとっていただいたんだというふうに私は期待もしていましたし、隣の名古屋であるこのチャンスを、三重県が一番いいところを持っていったと言われるぐらいまで最大限利用していただきたいと思いますし、外に向けて発信できるチャンスというのは、そう多くあるわけではありません。ですから、三重県を大いにPRできる今せっかくの機会ですので、今決まっているものだけを粛々とこなすというだけではなくて、これをどのようにしたら本県にプラスになるのかという視点でいま一度考えていただいて取り組んでいただきたいということをお願いして、

知事、最後に、もう時間ないですけど。

- 知事（野呂昭彦） 一応、これは国のほうでCOP10、仕切ってやるということ、それについて会場、宿泊、そういったものを愛知県、名古屋市に要請もして準備をしてきておるところでございます。したがって、愛知県等は誘致にも大変強く動いたところでありまして、そういう意味では、あくまで私どもはそういった隣の地域として協力するという立場で、今おっしゃったような三重県のPRにも努めていきたいと、こう思います。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

- 16番（稲垣昭義） 最後、ちょっと残念な答えですけども。

- 議長（三谷哲央） 簡潔に。

- 16番（稲垣昭義） 積極性を期待しております。

以上です。（拍手）

- 議長（三谷哲央） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

常 任 委 員 長 報 告

- 議長（三谷哲央） 日程第2、議案第86号、議案第91号、議案第92号及び議案第99号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。杉本熊野教育警察常任委員長。

〔杉本熊野教育警察常任委員長登壇〕

- 教育警察常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第99号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る6月14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

- 議長（三谷哲央） 水谷正美政策総務常任委員長。

〔水谷正美政策総務常任委員長登壇〕

○政策総務常任委員長（水谷正美） 御報告申し上げます。

政策総務常任委員会に審査を付託されました議案第91号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る6月14日、委員会を開催し、関係当局の出席を求め慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（三谷哲央） 西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（西塚宗郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第86号 平成22年度三重県一般会計補正予算（第1号）につきましては、去る6月14日、委員会を開催し、関係当局の出席を求め慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、6月14日に開催された各分科会における審査の過程において特に議論のあった事項について申し述べます。

個人住民税等の収納管理データの整理等に当たる短期雇用の職員におきましては、納税情報等個人情報を取り扱うことから、業務終了後においても守秘義務が適切に確保されるよう特に留意されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（三谷哲央） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（三谷哲央） これより、採決に入ります。

議案第86号、議案第91号、議案第92号及び議案第99号の4件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第86号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第86号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月30日は、定刻より、本会議を開きます。

散 会

○議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時51分散会